

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） おはようございます。これより、会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言の許可をいたします。

◎中村圭一君（拍手）登壇〓おはようございます。自由民主党の中村でございます。

もろもろありまして、九カ月ぶりの一般質問となります。質問用の詰めもすっかり丸まってしまつて、何の爪痕も残せない、皆様を朝から眠たくさせる質問になってしまうと思いますが、まだリハビリ中であると温かく御容赦くださるようお願いを申し上げまして、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、問いの一、九州新幹線西九州ルートについてであります。

佐賀県、長崎県、JR九州の三者の意見交換は、三者とも今後継続するとしながらも昨年五月以来開催されておらず、また、国との「幅広い協議」も昨年八月以来開催されていませんでした。このままだと、九月定例会では新幹線に関しては質問する材料がないなと思つていたところ、先月十九日に、実に一年三カ月ぶりに三者による意見交換が、知事の北陸を題材にという呼びかけにより実現しました。その後の報道によると、国が解決策を示すべきとの認識で一致し、また、意見交換を今後も継続するということも確認されたとのことでございます。私は、この報道を一定の成果があったと前向きに受け止め、今後さらに議論が進んでいくことを期待しているところであります。

そこで、質問ですが、まずは基本的なこと、知事の政治姿勢について

伺います。

長崎県やJR九州、国との議論について、県は、合意を変えたいと思つている側が提案されるのが筋、また、フリーゲージトレインを断念した国に責任があり、国が解決策を示すのが筋だというお考えであると承知しております。これまでの経緯を踏まえれば、筋を通すことを県が主張することも理解できます。一方で、前回の一般質問でパネルを使ってアンケート調査結果をお示ししたとおり、新鳥栖―武雄温泉間の在り方について具体的な議論がなされ、この間をフル規格で整備すべきかどうかの判断材料が示されることを多くの県民が望んでおられることも事実です。新幹線の問題に限ったことではありませんが、時には筋にこだわることなく、県民の声に耳を傾け、県民の思いに寄り添い、そして、県民が求めているもの、情報を提供するよう能動的に努めることが大切であると私は考えますが、いかがでしょうか。知事の政治姿勢についてというと大げさですが、知事のお考えをお伺いし、以降、具体的な質問に移ります。

まずは、地元三者トップによる意見交換の成果についてであります。

知事は、先月十九日の意見交換の成果はどのようなものであり、それをどのように評価しておられるのでしょうか。また、知事はこれまで、地元三者で新たな合意が必要と発言されてこられました。今回の意見交換でその新たな合意に向けた手応えはあったのでしょうか、お尋ねをいたします。

次は、北陸新幹線との比較についてであります。

今回の意見交換は、知事からの北陸を題材にとの呼びかけによって実現したのですが、そもそも知事は、北陸新幹線の状況、課題をどのよ

うに捉えておられるのでしょうか。また、西九州ルートの整備をめぐる状況とどう対比しておられるのかお尋ねをいたします。

次は、国を入れた協議についてであります。

知事は、国を入れた協議よりもまずは地元三者の合意形成が先にあるべきと発言されておりましたが、今回の意見交換では国から解決策を示すべきとも発言をされています。しかし、そうするためには、つまり、国から具体的な解決策を示させるためには、どこかのタイミングで地元三者の協議に国も加えた四者での協議を行わなければならないと考えます。知事は、どのような状況になれば国を入れた協議に進むとお考えなのかお伺いをさせていただきます。

次は、ルートに関する議論についてです。

今回の意見交換では、知事は、ルートや在来線の問題は三者三様でそれぞれの考えがある、長崎県やJR九州から意見を出していただいてもよいと発言をされたと聞き及んでいます。県はこれまで、佐賀駅を通るルートについては否定的であったと認識していますが、佐賀駅ルートを主張する長崎県やJR九州の意見を改めてお聞きになるということは何か心境の変化があったのでしょうか、お尋ねをいたします。

次は、今後のスケジュールについてです。

今回の意見交換をきっかけとして、さらに三者間の議論が進んでいくことを期待していますが、前回の開催から実に一年三カ月の期間がたつてからの開催となりました。今後はもっとスピード感を持って進めていただきたいと思うのですが、どれぐらいのスケジュール感で次を考えておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

問いの最後は、そもそも論に戻って、新幹線整備のメリットについて

お尋ねをいたします。

知事は折に触れ、新幹線そのものの効用自体は否定しないとの見解を示しておられますが、過去に日経ビジネスのインタビューでは、新幹線を引いたら町がよくなるのは昭和の妄想だという発言もされています。確かに昭和と令和では新幹線の効用も違うかもしれません。

人口減少によってローカル鉄道や路線バスといった地域公共交通の持続可能性が議論されている昨今、新幹線の整備による交流人口の拡大で地域公共交通の持続可能性を高めることが令和における新幹線の効用の一例ではないかと私は考えますが、これからの時代における新幹線整備のメリットや期待できる効果について、知事はどのようなお考えをお持ちなのかお伺いをさせていただきます。

以上七点について知事の御答弁を求め、次の問いに移ります。

問いの二は、県立大学についてです。二点お伺いをいたします。

まずは、施設についてであります。

県立大学のキャンパスについては、昨年七月、佐賀市八丁畷町の佐賀総合庁舎を敷地とすることが発表され、現在、既存建物を活用することを念頭に置きながら大学建物の設計に入っておられると承知をいたしております。私は、せっかくつくるのであれば、このぜひ大学で学びたいと学生たちが思う建物にすべきだと思っています。

既存建物の活用は、開学までの費用の節減、環境負担の低減などの面もあるでしょうが、失礼ですが、昭和四十八年に建設されたというあの建物からは全く新しさは感じられません。大学の設置箇所は総合庁舎跡地です。つまり、県有地の活用ということなので、土地取得費用もかかっていません。県立大学開学までに見込んでいる費用、マックス二百

億円のうち、当初どれぐらいを土地取得費用に見込んでおられたのか分かりませんが、既にその分の費用は節約できています。ですので、思い切って既存建物をきれいさっぱり取り壊した上で全ての校舎を新設されたいかがでしょうか。そうすれば、名実ともに新しい大学が誕生することになり、意欲に燃え、目を輝かせた学生たちが喜んで集い、そして、次に入学してくれる世代の子供たちも含め、地域の皆様により親しまれる大学になると私は思います。県は、大学建物について具体的にどのような施設、キャンパスにしようと考えておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、入学者選抜について伺います。

その方法については、これまでの議会において、総合型、学校推薦型の選抜で五割という旨の答弁がなされています。しかし、文科省がまとめている大学入学選抜実施要項には、学校推薦型選抜については五割を超えない範囲において定めるとされており、これは学校推薦型に偏り過ぎる選抜には弊害リスクがあることを示しているからにほかなりません。でなければ上限を定めたりはしません。

では、大学側にとって考えられる弊害リスクとは何か。一つ、知識、学力を厳密に評価する一般選抜の割合が縮小し、大学全体の学力水準が下がる。一つ、推薦での合格は早期に決まるため、入学まで勉強しなくなる傾向があり、結果、入学後の授業についていけない学生が増え、中途退学者の上昇につながる。一つ、全国的な競争を経ずに入学者の多くが決まるため、あの大学は推薦で入りやすいというイメージが広がり、大学のレベルやブランド力が下がる。さらに申し上げると、一つ、少子化がますます深刻化していく中で、今は平均二割程度である国立大学の

推薦の割合が上昇し、それまで県立大学に推薦で入学していた学生たちが国立大学に奪われ、結果、これも大学のレベルやブランド力の低下につながるなどが挙げられるのではないのでしょうか。

また、学生側から見ても、一つ、高校ごとに評定のつけ方や校内選考の厳しさが違うため、全く同じ学力、総合力だったとしても、高校によつて推薦を得られたり、得られなかったりという不公平が生まれる。一つ、推薦型の選抜は合格したら必ず入学する専願が原則であり、そのため、推薦で受かったからという理由で入学する学生は、本来行きたかった大学ではない大学に縛られることになるなどの弊害リスクが考えられると思います。

もちろん、県立大学における総合型・学校推薦型選抜には地域志向が強い地元学生の確保とその県内定着の促進、大学と高校との接続強化、多様な資質を持つ学生の受け入れなどのメリットもあります。しかし、底の见えない少子化の時代を生き残っていくためには、一般選抜でも選ばれる大学にならなければならない。

よつて私は、開学当初の学校推薦型や総合型による選抜はせめて全国の公立大学の平均である三割程度に抑え、その分一般選抜の枠を広げるべきだと強く思うのですがいかがでしょうか。入学者選抜の方法、その割合についてどのように考えておられるのか、改めて政策部長に御答弁をお願い申し上げます。

次に問いの三は、デジタルデバйд——情報格差の解消についてです。議員の皆さんはe-Taxを使って確定申告をされておられますでしょうか。私は今年初めてトライしたのですが、自宅にいながら確定申告ができる、税務署に行かなくてもいい、並ばなくていい、非常に便利

です。免許を返納した高齢者にこそ、このサービスを利用してほしい、強くそう思いました。

ただし、そうするためには、スマートフォンとマイナンバーカードを持っていることが大前提。その上で、e-Taxの利用者識別番号と暗証番号を取得、それらの番号を持ってマイナポータルとe-Taxを連携、マイナンバーカードを読み取らせて本人確認を行ってからやっと手順に従いながらの入力作業、これも初心者には簡単ではなく、これであるのかと疑心暗鬼になりながら入力していき、恐る恐る「次へ」のボタンを押していく。

悪戦苦闘しながらスマホで確定申告をしたときのことを述べましたが、まだ若いつもりの方の五十代の私でも何度も諦めかけるほど幾つものハードルがありました。本来は一番使ってほしい世代であり、スマホでLINEくらいはできる程度の八十五歳の私の母には絶対に無理だと思いました。

一例を挙げましたが、近年、行政手続や学校教育、さらには防災や医療の分野においてもデジタル化が急速に進んでおり、多くの国民、県民がその恩恵を享受しています。しかしその一方で、高齢者や低所得の方、障害をお持ちの方、さらには通信環境が十分でない地域の方々など、デジタルを活用できない、あるいは活用機会がない方々との間で確実に格差が広がっています。

モバイル社会研究所の昨年度の調査によると、二割程度の高齢者はそもそもスマートフォンを持っておりません。そして、持っているとしても七十代の約六割、八十代だと約七割がそれを使いこなせていないと実感しておられます。

行政情報、防災情報、医療情報などがオンラインで提供される時代にあつて、必要な情報にたどり着けない高齢者がおられる、この実態を看過することはできません。高齢者だけではありません。視覚や聴覚などの障害をお持ちの方々、日本語が十分に理解できない、主に外国籍の方々などにとつても、デジタル情報のアクセシビリティや多言語化は命綱と言えます。デジタルを活用している学校教育の現場でもそうです。GIGAスクール構想により児童生徒一人一台端末が整備されましたが、家庭での通信環境や保護者のICTリテラシーの差が学習機会の格差につながっているのではないかと危惧しています。

そこで、次の四点についてお尋ねをいたします。

一、県内のデジタルデバイドの実態と県の認識についてであります。

佐賀県内のデジタルデバイドの実態はどうなっていて、県として、その実態をどのように受け止めておられるのでしょうか。

二、デジタルデバイド解消に向けた取組についてであります。

年齢によるデバイド、格差だけでなく、視覚や聴覚などの障害によって、また、日本語が十分に理解できないことなどによって、デジタル機器を使いこなせない多くの方々の存在があります。県として、それぞれの分野でどのようなデジタルデバイス対策を行っておられるのでしょうか。

三、教育分野での取組についてであります。

全ての子供が安心してICTを活用して学習できて格差なく持続的に学びを深めていけるよう、どのような取組を行っておられるのでしょうか。

四、今後の取組についてであります。

様々な分野でデジタルデバイス対策が求められています。県として、それぞれの分野に横串を刺すのか、それとも分野ごとに、国、県、市町の縦串を刺すのか、佐賀県として、今後デジタルデバイス対策にどのような体制でどのように取り組んでいかれるのでしょうか。

以上、教育分野については教育長に、その他は総務部長にお尋ねをし、最後の問いに移ります。

最後の問いの四は、メディアリテラシー教育についてです。

ヨーロッパの Open Society Institute Sofia、略して「OSIS」が二〇一七年から開始したメディアリテラシーインデックスという調査があります。これは「報道の自由」、「人々の間の信頼感」、「政治への参加」、そして、特に「教育」の四つの項目の合計点により、各国のメディアリテラシー水準を評価しているものですが、この「OSIS」の調査の結果で、世界四十七カ国中、七年連続一位になっているのが北欧のフィンランドです。日本はちょうど真ん中くらいに位置しています。

その真ん中くらいの日本の内閣府の調査によると、十代の約八割が毎日SNSを利用しており、そのうち六割以上がニュースもSNSから得ているという実態があります。また、総務省の調べでは、フェイクニュースを見抜けなかった若者が四割を超えるという結果も出ています。さらに心配なのは、今や各種選挙の結果にも大きく影響を与えているアルゴリズムです。SNSで言うところのアルゴリズムとは、各ユーザーにどのような投稿をどの順番でどれぐらいの頻度で表示するかを決めるルールや仕組みのことを指しますが、このアルゴリズムがSNS利用者の興味や関心に基づいた情報ばかりを表示することで、異なる意見や価

値観に触れにくくなるというフィルターバブルという現象や、AIを使うなどした誤情報の拡散が社会問題化しています。これらは、特に成長期の子供たちにとっては、自ら考える力を阻害する重大なリスクであると考えます。

メディアリテラシー先進国であるフィンランドでは、義務教育の段階から国語、理科、美術などいろんな教科と絡めて、またアルゴリズムの仕組みの理解やフェイクニュースの見分け方を含めたメディアリテラシー教育が行われています。

さらには、物事の前提を疑い、客観的かつ理論的に検証して、最適な結論を導く思考法である。クリティカルシンキング、日本語で言うと、批判的思考が身につくことを常に意識して授業を行うことで、子供たちの、情報をうのみにせず、自分で考え、判断する力を養っています。

さもフィンランドを視察してきたみたいに申し上げましたが、本県においても、単なるネットマナーや情報モラル教育にとどまらず、フィンランドの教育を参考にし、子供たちの主体的に情報を判断する力を養う教育を進めるべきだと考えます。

また、学校での学びを進めていくためには、教員への研修や教材の整備など、教員に対するサポートの充実も不可欠です。ほかにも新聞社や放送局などのメディアと連携したワークショップを行うなど、情報をどのように扱っているかを実践的に学ぶ機会をつくることも有効ではないでしょうか。

以上、私の考えを述べさせていただいた上で、次の点についてお尋ねをいたします。

一、現状と課題についてです。

メディアリテラシーについて、県内の学校ではどのような教育が行われているのか。また、教えていく上での課題は何なのか。

二、今後の取組についてです。

まだまだ真偽不明な情報も多く含む生成AIの活用は、子供たちの間でとくに広まっています。また、インターネット上に構築された三次元の仮想空間、メタバースを子供たちも学習や交流の場として利用しています。そういう現状も踏まえると、今後、メディアリテラシー教育の重要性がますます高まっていくことは間違いないと思いますが、教育委員会として今後どのようにメディアリテラシー教育に取り組んでいかれるのでしょうか。

質問は以上の二点ですが、教育長からは、あれもやっています、これもやっています、頑張っていますという趣旨の御答弁をいただくのだろうと想像はしています。しかし、先月開催された議会と高校生との意見交換会に参加し、若者の政治参加についてグループディスカッションをしていた中で、私がメディアリテラシーという言葉を使ったときに、一人の高校生が、その言葉は習ったことがあると発言し、周りの生徒たちが、うんうんとうなずくという場面がありました。これが本県におけるメディアリテラシー教育の実情ではないでしょうか。この実情を直視した上での御答弁を教育長に求め、私の一般質問の一回目とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。中村圭一議員の御質問にお答えします。

九州新幹線西九州ルートにつきまして、七つお尋ねがありました。一つずつ答えていきたいと思えますけれども、前後することがあるかもしれ

ませんが、御容赦いただきたいと思います。

まず、私の政治姿勢についてであります。

改めて申し上げますが、西九州ルートは国がフリーゲージトレインを断念したことから今に至っております、このような不本意な形で終わった責任は国にあります。

フリーゲージトレインは合意しましたが、新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備は全く新しい話です。佐賀県はフル規格整備に手を挙げておらず、自ら打開する状況にございません。フリーゲージトレインを断念した責任がある国のほうから打開策を示すのが筋というふうに申し上げているわけです。

そして、私は、言うまでもなく、佐賀県民の幸せを最大化するのが使命だというふうに認識しております。それでも私は今回の新幹線整備に關しては、佐賀県の筋を通すことがそのまま佐賀県民の最大利益に合致していると思っていますのであります。

中村議員からお話がありましたように、県民の皆さんからは、様々な意見があることは承知しております。私も様々承っております。私はそうした様々な意見を承る上で、佐賀県の将来のための最適解を考えているわけでございます。

続きまして、地元三者トップ意見交換の成果等についてお答えします。

今回の地元三者トップ意見交換では、改めて西九州ルートはフリーゲージトレインの開発が頓挫し、今の状況に至ったという特殊事情があり、責任は約束を守られなかった国にあることを三者で確認したということであります。そこが合致したものですから、国にどう訴えていくのかといったことも議論になりました。意見交換の中でも様々な意見が

あったわけですが、まず議論の出発点として、国の責任であるということとを長崎県さんもJR九州さんも、共に認識したというところは、私は意義があったのではないのかなと思いますし、両者ともにそれは国に訴えたいというお話をしておりました。

そして、新鳥栖―武雄温泉間につきましては、三者それぞれの思い、考えがあるので、今後も意見交換をしていくということでも一致したわけでございます。

続きまして、北陸新幹線との対比についてお尋ねがございました。

これも改めて申し上げますが、北陸新幹線は、その整備内容について、地元での合意形成及び与党プロジェクトチームの決定を経て、アセスまで始まっていたにもかかわらず、一旦、地元も合意して、与党もフルで決まって、全てセットされた後に、現在、財政負担、そしてルートなどについて、沿線自治体や議会、住民から様々な声が上がってきて、それが国に寄せられているという状況にあります。そして、ルートを再検証するという動きすら出てきているわけでございます。

仮に新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備した場合の佐賀県の実質負担は千四百億円以上、これは手出しの部分です。私は他線区の状態を踏まえると、千四百億円では収まらないというふうに認識しています。財政面だけでも大きなリスクを伴いますし、この千四百億円を佐賀県の財政計画に落とし込むことはできません。

北陸新幹線は今後どういう方向に進んだとしても、整備新幹線スキームの難しさが現れているという点で、その過程は参考になると考えております。

国を入れた協議についてお尋ねがございました。

先は全く見通せませんが、仮に地元三者で何らかの合意形成がなされたとしたならば、そこから国を入れた議論というのは考えられるのではないかと思っています。

そして、ルートに関して何か心境の変化があったのかと、ほかの意見を聞くということは、というようなお尋ねがございました。心境の変化はございません。ちなみに、私は一貫してこれまでフル規格自体を否定したこともございません。そして、様々な意見を聞くという姿勢はずっと一貫しております。

今後のスケジュールについてお答えします。

地元三者では今後も意見交換をしていくということで一致しております。仮に―――本来に仮にですが、意見交換の中で検討に値するような話が出てきた際には、もちろん国から意見を聞いたりとか、スピード感を持つてやろうと、ある程度合意が出されれば早くやったほうがいいということになるのかもしれませんが、ただ、現状においては、スピード感を持つということとは、私はリスクになり得るのだと思っています、今の佐賀の鉄道環境は悪くありません。かなりよいと答弁させていただいております。ですので、議論は慎重に進めていくことが必要だと私は認識しております。

新幹線整備のメリットについてお答えします。

整備新幹線はメリットだけにとらわれるのではなく、全体を見て、デメリットなども含めて総合的に考えないといけません。言うまでもなく新幹線はあくまで一つのツールです。地域において新幹線をどう位置づけられるのかということが大切です。

例えば、鹿児島県の場合でありますと、距離や時間短縮効果が大きい

ですから、例えば、在来線が三セク化されたとしても、総合的に考えると効果はあるというふうに判断してもよからうと思います。私も鹿児島県知事であれば、そういう判断をしたのかもしれませんが。

長崎県は、距離こそ違いますが、鹿児島県と同様、こちらも突き当たりに位置しておりますので、似たような効果を期待しているのではないかと思います。

ただ、佐賀県の場合ですとか、北陸新幹線であれば京都府の場合、巨額の地元負担をしてまで、今のよい鉄道環境のみならず、水源の問題も京都はあるようですが、悪化させるかということも含めて、そのリスクも総合的に評価することが必要だと私は認識しています。

整備新幹線は受益と負担のバランスがとても大事です。西九州ルートでは全体のバランスを考えて、フリーゲージトレインというのは一つの知恵だったんではないかとも思っているわけです。古川前知事はフル規格はやらないと、一貫してこの議会で答弁をされていました。鹿島、太良があつて厳しいんですけども、フリーゲージトレインで、それでもそれなりにバランスが取れていたという御判断ではなかったのかと私は思料するものであります。

整備新幹線は、ただ欲しいから求める、整備したから効果があるという一面的なものではございません。ルート、在来線、財政負担、地域振興、様々な課題や佐賀県が置かれた状況を多面的に考え、何を捨て、何を得ようとしているのか、冷静に見極める必要があります。様々な状況を踏まえながら、佐賀県の将来にとっての最適解は何かをこれからも考えていきたいと考えております。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、県立大学について二点お答えします。

まず、大学の施設についてです。

現在、設計業務の受託者と共に検討を進めておりまして、十月末を目途に平面計画や外観イメージなど、建物の概要を基本設計として取りまとめの予定でございます。

佐賀総合庁舎の既存建物のうち、本館部分は大学施設として活用し、内部につきましては全面的にリノベーションする予定でございます。また、老朽化した低層の別館につきましては解体しまして、その跡地に新たに校舎を建設することとしております。環境負荷の低減やコストも十分意識しつつ、外観も含めまして、新しい大学にふさわしいものを造りたいと、このように考えております。

検討の方向性としましては大きく二つありまして、一つは、学生の主体的な学びを重視すること。それからもう一つは、カリキュラム内容や授業形態に合わせまして、弾力的な運用を可能とすることということになります。

例えば、カリキュラムの内容、授業の規模に合わせまして教室を柔軟に利用できるよう、間仕切り壁などは可変性のあるものとし、学びの多様化に対応できる教室としたいと考えています。また、少人数教育、現場でのフィールドワークなどの学びを重視しておりますことから、学生同士が授業時間外でも学びを深め、刺激し合う場所となりますよう、多目的なオープンスペース、いわゆるラーニング・コモンズと呼ばれるもので、個人の学習に使うことはもちろんですが、グループでディスカッションする場として利用できる共有空間ですけれども、こういったものをできるだけ多く配置したいと思います。このほか、産学官や地域との連携の場づくりや、省エネやユニバーサルデザインに配慮した施設とし

たいと考えております。

立地場所の周辺には、大型商業施設をはじめ、様々な商業機能があります。千人規模の学生が集まるということで、新たな民間投資も期待されますので、学生用の食堂や物販機能など、周辺で代替可能な機能につきましては極力抑制的に考えております。

次に、入学者選抜についてです。

入試制度は、大学としてどういう学生に入学をしてほしいのかというものが表れる大事なところです。現在、専門家チームでも議論が行われております。

入試制度につきましては、大きく分けますと推薦と一般入試の二つがあります。そして、この推薦には学校推薦型と、総合型、これは詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接を組み合わせる総合的に判定する選抜方法ですけれども、こういったものがございます。

入学者選抜の最近の傾向を見ますと、一般入試を減らして推薦を増やす傾向にございます。これは高校までの教育をベースにした学力検査を過剰に重視してしまうと、大学での学びに必要な能力を十分にはかることができないという大学側の問題意識もあるというふうに聞いております。

大学での学びは、高校までの学びと比べますと、学生の自発的な意欲、積極的な学びが大切になります。これには学生の構成そのものがダイバーシティーに富んでいることも大切ではないかと考えます。一般入試を重視しますと、点数という尺度で同じような人材が集まる懸念もあるのではないかと思います。

大学入試は大学にとって大変重要な点でございます。高校生たちが大

学を選ぶ際に試験方法はどのくらい影響しているのかとか、あるいはほかの大学の試験方法がどのように変わっているのかと、こういったことなどにつきまして引き続き研究してまいりたいと思いますし、専門家チームの皆さんとも十分に議論しながら検討を進めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎志波総務部長 登壇Ⅱ 私からは、デジタルデバイドの解消について三点お答えをいたします。

まず、県内のデジタルデバイドの実態と県の認識でございます。

議員のほうからのお話にもありましたように、総務省の令和七年版情報通信白書によりますと、全国の年代別のスマートフォンやパソコンでのインターネット利用率が約八割でありますけれども、これが七十代では七割、八十代では約三割となり、高齢者で低い傾向にございます。また、佐賀県ではインターネット利用率が約八割となっておりますけれども、およそ二割の方がインターネットを利用されていないという状況でございます。利用しない理由といたしましては、一般的にはセキュリティの不安ですとか、操作の難しさがあると言われております。

今後ますます行政サービスのデジタル化が進展していく中で、便利な機能を広く県民に利用していただけるよう、デジタルデバイドの解消に向けた対策に取り組み、安心して行政サービスを利用できる環境づくりに努める必要があると考えております。

次に、デジタルデバイス解消に向けた取組についてでございます。

県では、高齢者をはじめといたしましたデジタル機器の操作が苦手な方に対して、スマートフォンの操作を教えることができるデジタルサ

ポーターの養成に、令和五年度から市町と連携して取り組んでおります。これまでに百人を超える方を認定いたしました。サークル活動ですとか市町のほうで開催するスマートフォン教室の場などで、スマートフォンの基本的な操作を教えるという活動をしていただいております。

このほか、国の取組といたしましては、全国の携帯ショップを通じて、スマートフォンを利用したオンラインの行政手続に関する講習会を開かれていたり、あるいはNPO法人の取組といたしまして、公民館でスマートフォンやパソコン操作に関する相談会が開催されており、こうした形で、県内の様々な場所でデジタルデバイドの解消に向けた取組が進められておるところでございます。

また、障害のある方についてのお話ございました。障害のある方に関しましては、デジタル機器の利用に関する相談・支援拠点といたしまして、佐賀県障害者ICTサポートセンター「ゆめくれよん+」が開設されております。障害の特性に応じたデジタル機器の利用に関する講座の開催をはじめといたしまして、障害のある方への御自宅へICTボランティアを派遣するだとか、個別のニーズに応じた相談対応、情報提供など、きめ細かな支援が行われております。

次に、外国人のお話ございましたけれども、外国人の方に関しましては、例えば、スマートフォンを使いこなせないといった問題よりも、むしろその先に、行政サービスが母国語に対応していないということが困り事なんだろうと思っております。これに對しまして、県のほうでは外国人のあらゆる相談に多言語で対応する「さが多文化共生センター」を設置いたしました。関係機関と連携して必要な行政サービスにつなげるという取組を行っております。

また、県内の行政窓口などでは、多言語通訳の対応ができる体制を整えるなど、外国人が行政サービスを利用できるように対応しておるところでございます。

三点目、今後の取組でございます。

社会のデジタル化が今後ますます進展することを踏まえまして、県で養成しているデジタルサポーターの数を増やしますとともに、スマートフォンの基本操作に加えて行政手続のオンライン申請なども対応できるよう、内容の充実を図りまして、質量ともに高めてまいりたいと思っております。

また、先ほど申しましたように、国や市町でも様々な取組を行います。その中で、デジタルサポーターをそうした場面でもより積極的に活用いただくことで、相互に連携しながら、お互いの事業の効果を高めてまいりたいと思っております。

現在、例えばですけれども、佐賀税務署のほうから御相談があつておりますのが、スマートフォンのマイナポータルから、確定申告が必要となる医療費控除の証明書などを取得する手続の操作を教えるというような支援について、デジタルサポーターと連携して対応できないかという御相談を受けているところであり、これについては実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

こうした取組をはじめとして、国や市町、NPO法人との連携を強化することにより、デジタルデバイドの解消に努めてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、二項目について御答弁をいたします。

初めに、デジタルデバイドの解消の質問のうち、教育分野の取組についてでございます。

デジタル社会の進展に伴って、新たな技術に対応して、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための情報活用能力を身につけるということは、ますます重要になってきております。

県教育委員会では、県立学校の全ての児童生徒を対象に、一人一台の学習用端末を整備し、一人一人の学びが深まるよう、また、情報活用能力を身につけることができるよう、効果的な活用ということに取り組んでいるところです。御紹介がありましたように、もちろん市町立の中学校におきましても端末が整備されて、同様に活用を進められています。

端末は学校内で使用するだけでなく、持ち帰って家庭学習でも活用するように進めておりまして、その際、必要なインターネット環境が整っていない家庭については、データ通信端末を貸し出すなど、デジタルを活用した学習環境が整うよう対応しております。市町においても様々工夫をされているところでございます。

子供たちは、学習用端末を学校の授業で日頃使ったり、あと、友達とのグループワークとか発表などでも使いますので、個人差もあると思うんですけれども、使いこなせるようになっていきます、小学校から今や使っておりますので。学校では、そうした授業参観などの機会に、こうした子供たちの学習の様子を保護者の方に見ていただいたり、デジタル機器の活用や情報モラルに関する留意点などについてお知らせするなど、保護者の理解促進にも努めております。

今回、デジタルデバイドの解消という御質問を受けまして、教育委員会として大人の方に何ができるというわけではないんですけれども、例

えば御家庭においては、よろしければ、子供が家庭で端末を使っている際に、扱いが得意な方であればアドバイスしたり、扱い慣れていない方におかれても関心を持っていただいて、子供に聞いてちよつと一緒に使ってみたりとか、今どんなことを学んでいるのなどと会話することで、子供の学びにも大人の学びにもいい影響が出るのではないかなというふうに、そんなことを思ったりします。

いずれにしても、県教育委員会としましては、子供たちがそれぞれの多様で豊かな可能性を伸ばしていけるように、今後も学習の基盤となるICTを活用した効果的な学びを進めてまいりたいと考えております。

続きまして二項目め、メディアリテラシー教育についてでございます。初めに現状についてですが、先ほど少し触れましたように、情報や情報手段を主体的に選択して活用していく力を育成すること、これは、学習の基盤としても、情報社会を生きていく上においても重要でございます。

各学校では、各教科ですとか探究的な学習などを通して、発達段階に応じた情報活用能力の育成に取り組んでおりまして、メディアリテラシーや情報モラル教育についても実施をしているところです。

議員からは、あれもこれもやっていますと言うのでしょうか、なお話がありましたけれども、学校でどんなことをやっているのか、少し御紹介をさせていただきたいと思っております。

小学校の道徳の授業では、インターネットの情報の全てが正しいとは限らないということを学びます。例えば、SNSで誤った情報が発信、拡散された実例などを取り上げて、本当の情報かどうか確かめることが

大切だよといったことを学んでいます。

中学校の技術・家庭科では、インターネットについて情報検索の仕組みがどうなっているか、さつきちょうどフィルターバブルの話もございました。それとか、ネット上には間違った情報や古い情報、偽サイトなども存在するということを学んでいます。

高校では、情報や公民の授業でメディアの種類ごとの特性ですとか、複数の情報源から多方面に見ることの必要性、活用方法など、情報を主体的に取捨選択して活用していくことの大切さなどを学んでいます。

また、このほかの教科の授業ですとか、探究的な学習を行っていく中でも、自分の意見や興味に合った情報に囲まれる、御紹介がありました、いわゆるフィルターバブルなどにも触れながら、批判的な視点を持って資料や情報を吟味して考える場面を設けるなどしております。

一方で、このように様々な学んでいるものの、探究活動などで児童生徒が自分で調べ物をする際に、インターネットやSNSのみで情報を収集するなど、情報源が偏る傾向があります。また、SNSへの書き込みによるトラブルなども起きています。

大切なのは、学んだことを日常生活や実社会と結びつけて考え、実際に行動できるようになることであり、この点において課題があると考えております。議員からお話がありましたように、こういった課題、これは課題というふうに捉えています。知識の習得と体験を積み重ねながら、メディアリテラシー、情報モラルを身につけていく必要があると考えております。

次に、今後についてでございますが、各学校では、先ほど述べた授業のほかにもメディアリテラシー、情報モラルについて、児童生徒や教職

員、保護者を対象とした研修や講演会を行っております、そこでは新聞社や通信会社など外部の方から講師を招くことも多々ございます。

例えば、インターネット上のデマやフェイクニュースなどの実例を挙げながら話をさせていただくこともありまして、このような実社会と結びついた学びというのは児童生徒にとって身近に感じられるものであり、今後ますます重要になってくるというふうに思います。

AIやメタバースの進化に見られますように、技術革新のスピードが速い情報社会において、学校での教育内容もそれに対応したものにしていくなが必要と考えております。

県教育委員会として、教職員に対して実施している研修の充実、実践事例や外部機関、人材、各種教材の紹介などにより教育内容のアップデートを図っていきたいと考えております。

将来にわたって子供たちが情報を主体的かつ的確に判断、活用し、豊かな社会生活を送ることができるよう、情報活用能力を育む教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎中村圭一君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

その前に、まず県立大学に関する入学者選抜についても、御答弁いただいたことも確かにそうなんだろうなと私も思っているんですが、どちらにもメリットとデメリットというか、が考えられると思います。私が問うているのはその割合の問題でして、初めのうちはほかの公立大学と同じぐらいからスタートしていいんじゃないかなという思いで質問をさせていただきました。今後また、専門家チームの中でしっかりと協議をいただけるということですので、これまでどおり、その経過結果につい

て議会のほうにも御報告をいただきたいというふうをお願いを申し上げます。
ておきたいと思っています。

次に、デジタルデバイスについても、これは質問ではないんですが、このデジタルデバイスという言葉をちよつと覚えたものですから、うれしくなって、ちよつと質問したくなって、分野が本当に分かれているので、質問を聴取するときもたくさんの担当の方に来ていただいて大変恐縮だったんですが、そのやり取りの中で、デジタルデバイドを解消するためには逆にアナログを充実させることも大事だというようなことも学ばせていただいた気がしております。今後とも、またしっかりと取り組んでいただきたいとお願いを申し上げます。

質問ですけれども、まず、九州新幹線西九州ルートについて、知事から七項目について丁寧に御答弁いただきました。感謝を申し上げますが、一点、感想をまず申し上げると、北陸新幹線との比較のところではいろいろと御答弁いただきました。北陸は大変なんだと改めて思わさせていただきました。地元の与党でもしっかりと合意をしていたのに、それでもうまくいかない、財政の問題とかルートについても再検討というような御答弁でございました。それを考えると、なかなか前に進んでいないようです。西九州ルートの方が先が明るいのかなという感想を持たせていただきました。いいことを聞かせていただいたなと思っております。

それで、質問ですが、知事、国から解決策を示すべきであり、その国を入れるのは、仮に三者での合意が成った後というような御答弁をいただいたと思いますが、三者での合意をするために国からの解決策が要るのかなというふうに思ったりします。知事は、前回の石倉議員の一般質問への御答弁でも、議員が国に対して意見されることは意義がある

と考えていますという御答弁をいただいたり、昨日の富田議員に対しては、富田議員が国に対して何か提案するということはあってもいいんじゃないかというような御答弁をされていました。考えると、国から解決策を示させるために議員の働きを期待されているのかなと逆に思うんですが、そういう役目を議員に期待されているのか、改めてお尋ねをさせていただきます。

最後、メディアリテラシー教育について、しっかりと現状を御答弁いただきましたありがとうございます。ただ、一般論として、長のところにはやっている、頑張っていますという声はしっかりと届くんですが、なかなかやれていないですという声は届きにくいのかなというふうに思っています。しっかりと全体を見て、実態がどうなっているのかというのを把握していただき、今、子供たち、児童たち、生徒たちのメディアリテラシーの水準がどの辺にあるのか、どういったところが弱いのか、逆に強いのかということ把握するためにもぜひ実態調査をしていただきたいというふうに思うんですが、これは御質問させていただくんですが、その実態調査をお願いしますといつても、はい、分かりましたという御答弁にはなりませんので、実態調査することを検討いただけますかとお尋ねしますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎山口知事 登壇Ⅱ中村議員の再質問にお答えします。

大分エールも送っていただいたので、できるだけ分かりやすく説明を試みたいと思います。

まず、フリーゲージトレインという意味で、地元で合意して商品を発売したというか、それこそスピード感を持って早く整備してほしいとい

うことでいたわけですよ。それが開発できなくなったということで、我々は新たな合意に向けてと、要は今度は別のものを発注する。フル規格ということになると別な話になるわけですから、新たな商品というものはどういったものなのかということについての議論を三者でやっているということがあります。

ただ、発注する相手というか、発注する際に様々なスキームをつくっている国という組織があつて、言うなればこのスキームというのは、昔、全ての都道府県が新幹線をやりたいと言っていた時代と違って、ちょっと無理があると私は思っているわけなんです。要は地元負担だけを取ってみても、その距離に応じてやっていくということで、受益と負担のバランスがあまりにも悪いという問題は、例えば、佐賀だけでなく、今日答弁したように京都も同じ問題を抱えていて、何で京都がそこまでの負担を負わなければいけないのかという問題にも類似していることかなというふうに思っているわけで、一旦合意したものについても、だんだん近づいてくると問題が顕在化してくるということになっていくのかなと思います。

佐賀県は、私もこれまでの合意は遵守してやっていきたい、誠実な佐賀県でありたいと思いますので、合意したことについてはしっかりやっていきたいと常日頃から考えているわけなんです。ですので、決めたからにはやる。でも、中途半端な生煮えな形で何か進んでいっても、その先にまた厳しい状況になることが分かかっていて、それは非常に難しい状況に追い込まれるというふうに思いますので、無理があるスキームである国のこのスキーム自体を考えなければいけないということで、これは北陸の各議会もそれぞれの都道府県の立場に応じて国に対して様々な主

張をされて、要請をしているわけです。

ですので、私は佐賀県議会におかれても、そして、議員各位におかれても、例えば、国に対しても、党に対しても様々なものを訴えていただくというのは大変意義があることではないかということで申し上げているので、大変期待をしているところと申し上げておきたいと思います。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱメデイアリテラシー教育についての再質問にお答えいたします。

実態調査をすることを検討するんでしょうかという御質問だったでよろしいでしょうか。

国においては、たしか調査というのが、それにぴったり合うかどうか分からないですけれども、あるかというふうに思います。

県においてもICT活用教育というのは力を入れておりまして、外部の有識者の方からも、さらに私たちのICT活用教育をレベルアップしていくためにはどうしたらいいか意見をいただいたりしておりますし、市町の教育長さんと意見交換する場などもございます。

そうした中で、さらに私たちのICT活用教育というのをどういうふうに進めていくのかという議論の中で、そういったことについても考えてみたいと、どういったことが有効なのかということを考えてみたいと思います。既にある調査などを基にするのか、どうするのか、考えてみたいと思います。

私からは以上でございます。

◎古賀和浩君（拍手）登壇Ⅱ「自由民主党ネクストさ」の古賀和浩でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず問いの一、全国都市緑化フェアと「山の博覧会（仮称）」の開催を通じた自発の地域づくりの広がりについて伺いいたします。

地域づくりという言葉は、私は県議になる前から大切にしている活動です。緑化フェアと「山の博覧会」の開催がきっかけになり、地域づくりが佐賀県内にさらに広がってもらいたいと思い、質問をいたします。

先日、九州地区商工会青年部合同研修会がSAGAアリーナで開催され、若い経営者の主張発表大会を見ってきました。佐賀代表である家業の木工所を引き継いだ基山町の埋金君は、惜しくも準優勝でしたが、都市部から地元に戻ってきて、地域を盛り上げてくれている若者たちの力に感動をいたしました。

地域づくりのすばらしさを大切にしなければいけない、そんな思いで質問に入ります。

全国都市緑化フェアが令和十年に開催されることが決定しました。同時に、「山の博覧会（仮称）」も開催されます。本物の地域資源を大切にする佐賀県らしい大会として、相乗効果も期待するところでございます。

そんな中、今年六月の定例県議会一般質問における田中議員から「山の博覧会（仮称）」に関する質問において、全国都市緑化フェアを起爆剤として期待していると知事答弁がありました。

私自身、今年の五月に「全国都市緑化ぎふフェア」を視察いたしました。メイン会場や会場となっている場所は、来場者が多く、非常ににぎわって、すばらしい大会でありました。また、会場内で案内をされていたボランティアの方々など、非常に心地よいものでしたが、全県下での盛り上がりは感じることはできませんでした。

佐賀県では、全県下で盛り上がることを目的とされていますので、緑化フェアから「山の博覧会（仮称）」へ全県的な流れをつくることが重要だと考えております。

そこで、次の点について伺いいたします。

全国都市緑化フェアから「山の博覧会（仮称）」への展開についてです。

緑化フェアから「山の博覧会」へ展開するには、緑化フェアから「山の博覧会」へつながっていくことを来場者に知ってもらわねばならないと思っています。例えば、緑化フェアでの積極的な「山の博覧会」のPRのために、「山の会議」のメンバーや地域づくりをやっている方に参加していただいてはどうでしょうか。今までの緑化フェアのように、緑化フェアの主会場でボランティアの案内をするだけでなく、自発の地域づくりの取組に関するブースを設けたり、イベントを開催したりして、「山の博覧会（仮称）」へ足を運んでもらえるようなきっかけづくりをすべきだと思っております。

これから計画をされますので、そういう佐賀県が目指す佐賀らしいエッセンスを入れるべきと思いますが、全国都市緑化フェアから「山の博覧会（仮称）」への展開についてどのように取り組むのでしょうか、伺いいたします。

次に、「山の博覧会（仮称）」を通じた自発の地域づくりの広がりについて伺います。

私自身、山や地域を大切にして活動されている方を多く知っております。実際に林業研究会の皆様方と山の中に入って、木材伐採の体験をしたり、道路や歩道の草刈りなどのボランティア活動をされているグルー

プと一緒に行動を共にしたり、これまで県が取り組んでいる「山の会議（仮）」をはじめ、様々な自発の地域づくりの場にも積極的に足を運んできました。

その中で、自発の地域づくりの取組や、それに関わる人に光が当たり、地域の皆さんが地域の枠を超えてつながり、広がっていることを実感しております。今回開催される「山の博覧会（仮称）」を通じて、県内各地の自発の地域づくりの取組に頑張っている方々に、さらに大きな光が当たることを願っております。

一方で「山の博覧会（仮称）」の設営などにおいて、緑化フェアに訪れた方が興味を湧くように、「山の博覧会」の会場で花や緑に関する展示を行い、それを情報発信するなど、工夫は必要だと思っています。

また、地域で働いていらっしゃる方や県民の皆様、様々な方を巻き込み、経済効果を出すことも必要でございます。効果が出ないと継続もできません。佐賀県全体としての取組を多くの人に知ってもらい、見ていただくことが「山の博覧会」の成功にもつながり、自発の地域づくりが継続することは、県民全体の地域への愛情や誇りにつながるのではないのでしょうか。また、そのことが「山の博覧会」終了後も次なるメンバーが引き継ぎ、「山の会議」や自発の地域づくりのさらなる発展につなげていくのではないのでしょうか。

令和十年開催に向けて、今後、具体的な開催イメージを描かれていくと思いますが、「山の博覧会」開催後も将来にわたって県全体で自発の地域づくりが盛り上がっていくような佐賀らしい大会になってほしいと期待しております。

そこで、「山の博覧会」が自発の地域づくりのさらなる広がりにつな

がるよう、どう取り組んでいくのでしょうか。

二つとも、地域交流部長、ぜひ前向きな答弁よろしく願います。地域づくりは人づくり、二つの大会をレガシーとして、次の世代の佐賀を引っ張ってもらう若者に語り継いでもらえるような大会にしましょう。

次に二問目、佐賀県が目指す防災体制について伺います。

佐賀県が言われています「救える命を救いたい」という思いは、私が災害の最前線にいる消防団で活動していたときと同じ思いであります。今も県会議員として、救える命を救いたいという同じ思いで活動しております。

皆様御存じのとおり、昨年、元旦に発生しました能登半島地震における災害対応での問題や課題、南海トラフ地震による被害想定など、地震災害への対応、また、佐賀豪雨に象徴される気象災害など近年災害に対する防災について県民全体が考えなければいけなくなっております。

災害への備えが叫ばれる中、行政としては初動が大事と言われていますが、消防団活動でも、火災現場への出動、行方不明者の捜索など、初動をどう動くのか、または初動がスムーズに動ける体制になっているかなどが重要でした。

昨日、知事から徳光議員の答弁で佐賀駐屯地との連携にも触れておられました。佐賀県は知事をトップに、日頃から、自衛隊、消防、警察、海保、気象台などと連絡会議をやられ、顔の見える関係をつくられていて初動が取れやすい関係になっているところや、また、災害対応の際はCSOと連携して、それぞれ情報を共有して細かい対応をCSOがやってもらえるというシステムは実によくできていると思っております。

この佐賀オリジナルと言われる初動と的確なオペレーションを防災庁の政策提案の際に話をされたと聞いております。私は防災庁の話が上がったときに、このような体制整備をどのように行っていくのか、今後、どのように進めていくのか気になっておりましたので、本年八月一日に内閣官房にある防災庁設置準備室を訪問してきました。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

防災庁誘致の提案についてです。

本年五月、国に政策提案を行われた際、防災庁の誘致についても提案をされておられますが、私も地方に拠点を設置することは重要と考えております。防災庁設置準備室を訪問した際、説明を受けた中に、防災庁設置の四つの基本的な方向性をお聞きしました。一つ目は、人命・人権最優先の防災立国の実現。二つ目は、災害に対しての死傷者、避難者を大幅に低減させるために、平時からの事前防災の徹底。三つ目は、災害発生から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる組織としての防災庁を設置する。四つ目は、防災庁は内閣直下に設置し、専任大臣の下、十分なエキスパート人材と予算を有する組織とする、であります。このことは、防災について国の考え方は一定程度進んだのではないかと私は感じました。

防災庁は地方にも拠点を設置することではありますが、近年、災害が激甚化、頻発化していることを考えますと、私も地方に防災拠点が必要だと考えておりました、独自の災害対応を行っている佐賀県が重要な役割を果たすことができるのではないかと考えております。

改めて国に政策提案された理由をお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震発生時における佐賀県の役割についてお伺い

いたします。

防災における拠点設置は、指揮命令のための拠点のほか、物資のための拠点も必要でございます。私は熊本地震の発生の際、物流会社に勤務しておりました、前震が発生した翌朝から必要な資材を車に積み込み現地に赴き、不眠不休で対応した経験があります。本震が発生したとき、私は熊本のホテルにて実際に被災した経験があり、防災対策の重要性を実感しました。その際、熊本県が救援物資の拠点と予定されていた場所が被災し、熊本市から少し離れた場所に変わったことも実際見てまいりました。そのときも九州全土から救援物資が集まっております。災害の規模の大きさにもありますが、熊本県単体では対応が難しかったと思います。少なくとも九州全体で考えなければいけません。また、予定されていたところが被災することも考えなければいけません。私は熊本地震でこの二つのことを経験しました。

そんな経験から、南海トラフ地震が発生した際、国は熊本県に現地対策本部を設置することとされていますが、熊本県も被災する可能性があり、大きな被害が想定されていない佐賀県こそが九州全域を見据えた広域的な拠点となる必要があると考えております。

本年三月に国が見直した南海トラフ地震の被害想定では、大分県、宮崎県を中心に被害が見込まれており、佐賀県が中心となって被災県を応援する必要があると考えますが、佐賀県の役割はどのようになっているかお伺いいたします。危機管理・報道局長、よろしくお願いします。

「救える命を救いたい」という佐賀オリジナルの広域防災拠点を、国に引き続きアピールして九州の安心・安全のために努力していただきたい、そんな思いをお願いして次の質問に移ります。

平時でも行えるボランティア、献血と骨髄ドナー登録についてお伺いします。

「あなたにしか救えない命があります。」。私は今年三月に骨髄ドナー登録説明員養成研修会を受講し、日本骨髄バンクから骨髄ドナー登録説明員の委嘱を受け、現在、献血の現場で骨髄ドナー登録の説明をする活動をしております。

私は子供を交通事故で亡くして以来、地元の消防団で命を守る活動をしたり、献血会場にボランティアで行くなど、県民の命を守りたいという思いで活動を行ってきました。その上で、県民の皆さんに命を守るための献血や骨髄ドナー登録の重要性を知ってもらいたいという思いで質問いたします。

現在、献血も骨髄ドナー登録も血液センターですが、皆さんは、各種イベント会場や職場や学校、ショッピングセンターなど、献血バスが来ることになじみがあると思います。私は献血バスが来た会場で骨髄ドナー登録説明員として活動し、数名の方にドナー登録をしてもらいました。説明のときに一番苦労しているのは、移植に関して、痛い、怖いというような不安な気持ちを持ってらっしゃる方や後遺症が残るなどと誤った認識を持った方がいらっしゃることです。私は骨髄移植に関する正しい情報をもっと広めていかなければならないと思っております。

また、献血はできても骨髄移植は無理と言われ、説明を断られる方が多くいらっしゃいます。しかし、骨髄バンクの方に骨髄移植の話聞きますと、全国では毎年約二千人の方が骨髄移植を新たに希望されておりますし、骨髄移植の効果も確認されております。水泳の池江璃花子さんは移植をされ、あそこまで回復されております。思い起こせば、自分の

身近な人で骨髄移植で白血病が治った人もいれば、移植を受けられずに亡くなられた方もいらっしゃいました。

このように骨髄移植は有効ですが、患者さんと同じ型の白血球を持つ人は数百から数万分の一の確率でしかことから、移植するためにはたくさんのドナーが必要でございます。

次に、献血に関してであります。

現在、輸血用の血液は、九州全体を久留米の一カ所で確保されており、年間を通して佐賀県では必要とされている量に達しているものの、九州内の県によっては目標量に達していない時期もあり、今以上の確保が求められております。

さらに、輸血用の血液は在庫量が三日を切らないように確保されており、状況によってはほかの地域の枠を超えて融通し合わなければいけないときもあり、文字どおり自転車操業となる場合もあります。

献血も骨髄移植も命を守る必ず必要なものです。そこでまず、次の点についてお伺いいたします。

献血と骨髄ドナー登録に対する認識についてです。

輸血用の血液や骨髄移植を必要としている方が多くいらっしゃいますが、県は献血や骨髄ドナー登録についてどのように認識しているのでしょうか。

次に、献血とドナー登録に関わるこれまでの取組についてお伺いいたします。

輸血用の血液は、先ほども言いましたが、九州全体を久留米の一カ所で確保されております。佐賀県ではそのために毎日百名程度の献血が必要とお聞きしました。先日、佐賀新聞で、双子の兄弟で六百四十六回献

血していただいて、六十九歳最後の日に記念の献血をされたとの記事を見ました。本当に頭が下がります。

通常、一回の献血による採血量は四百ミリリットルで、男性は十七歳から六十九歳まで、女性は十八歳から六十九歳までですが、二百ミリリットルの採血は男女とも十六歳からできます。しかし、現在、献血をしてきている人は、実は四十歳代から六十歳代の方が中心でございます。残念ながら、十歳代から三十歳代の方々は年々減っております。令和六年度、佐賀県の十歳代から三十歳代の献血者数の献血者延べ人数に占める割合は二七・六％しかありません。ちなみに、十六歳から十九歳の人口に対する献血者の割合は二・七％で、佐賀県は全国で下から四番目です。このままでは献血をしてくれる人が先細りになっていくのではないかと危惧をしております、若年層の献血者を増やさないといいなと強く感じております。

また、骨髄ドナー登録についても、全国では毎年二千人の方が移植を希望されているにもかかわらず、献血の現場や骨髄ドナー登録の現場で活動する中で、骨髄ドナー登録のみされる方はいません。献血した人しか骨髄ドナーをしない状況でありますので、献血者が減るということはドナー登録者も減るということになり、佐賀県は今後厳しい状況になってくると思われます。

県としまして、これまで献血と骨髄ドナー登録を広げる取組をされていると思いますが、どのような取組をされているのでしょうか。

最後に、今後の取組について伺いいたします。

私は、献血の現場や骨髄ドナー登録の現場で活動する中で、献血と併せて骨髄ドナー登録のための採血をしてもらうことが最も効果的であり、

献血と骨髄ドナーはセットで広報することが重要であると思っております。

今後、佐賀県としまして、若年層へ、特に高校生に授業などを行い、献血や骨髄移植の理解を深めてもらうことに力を入れなければなりませんし、大学や企業に向けた広報なども、別々ではなく、積極的にセットで行うことが重要だと思えます。

献血では、これまで使われていた献血カード、皆様、献血をされたときに赤い献血カードをもらっていると思いますけど、実は令和八年一月四日をもって新規発行や更新が廃止され、現在導入されている献血の予約や問診回答ができる「ラブラッド」というアプリのみとなります。この「ラブラッド」を使えば、問診の時間が短縮され、忙しい人も献血に來やすくなるのではないかと期待しており、もっと普及させるべきだと思っております。

ちなみに、この県庁にも献血車が来ておりますが、県庁の職員さんたち、仕事が忙しくて、なかなか時間が取れないということもあり、献血をしてくれる人が少ないともちよつと聞いております。「ラブラッド」を広く普及させることで献血をしてくれる人が増え、そこから骨髄ドナーの登録者の増加につながっていくのではないのでしょうか。

骨髄ドナー移植については、ドナー登録だけでなく、実際、骨髄の提供がやりやすい環境整備も重要ではないでしょうか。骨髄を提供するためには、事前、事後の健康診断や骨髄採取のための入院など、合わせて十日間程度の入院が必要となりますが、その間は仕事を休む必要があるため、会社の理解や休暇制度の充実も必要になってきます。県内では骨髄移植のための休暇制度を設けている企業がまだ九社、県内で九社です。

九州内でもあまり進んではいません。企業は最近、人手不足という状況も相まって、健康経営をやり始めたところが増えております。従業員の健康を考え、整えていくことによって経営を安定させる手法でございます。理解していただく企業はあるはずですので、ぜひプッシュ型で発信してもらいたいと思います。

よって、まず、献血や骨髄移植の教育や広報や研修会などに力を入れていき、献血の入り口となる「ラブラッド」も併せて普及させていくことに取り組むことが重要です。さらに、会社の理解や休暇制度の導入など、骨髄を提供しやすい環境づくりにも取り組んでいくべきだと考えています。県は今後どのように取り組んでいくのでしょうか、全て健康福祉部長に県民の命を守るべく前向きな答弁をお願い申し上げます。

献血の若年層の減少は深刻です。製造ができない大切な血液は、数年後に輸血用血液が不足し、手術ができなくなる可能性もあります。また、十月は骨髄バンク推進月間でもあります。「あなたにしか救えない命があります。」、一人でも多くの患者さんを救うには、一人でも多くのドナー登録が必要です。献血も骨髄移植も、健康な方が平時にできる命を守るボランティア活動でございます。ぜひ若い方のボランティア精神をくすぐるような取組を行ってもらいたいと思います。

以上三項目一般質問をさせていただきました。御答弁のほどよろしくお願いします。（拍手）

◎寺田地域交流部長 登壇Ⅱ古賀和浩議員の御質問にお答えします。

私からは、「山の博覧会（仮称）」でございますが――の開催に関し二点、まず一点目、全国都市緑化フェアから「山の博覧会（仮称）」への展開についてお答えいたします。

県では、地域の皆さんが知恵を出し合いながら、「本物」の地域資源を磨き上げ、自発的、主体的に取り組む自発の地域づくりを後押ししております。これまで県内各地で様々な取組が生まれ育ってきています。

さらに、佐賀の山の未来について語り合う「山の会議（仮）」につきましては、様々な恩恵をもたらす源流の山について、県内各地の皆さんと議論する中で、自発の取組が地域の垣根を越えて全県的に広がりつつあります。

これまで古賀議員には、自発の地域づくりの現場や「山の会議（仮）」に数多く足を運んでいただいております。まさに間近でその広がりを感じていただいていることと思っております。

地域の垣根を越えて広がっている例としては、カヌーやサイクリングをセットで楽しめるレジャートライアスロン、これはみやき町発で始まったものでございますが、今は大町町や吉野ヶ里町でも開催をされており。

それから、町歩きで地域の暮らしを体験する、いわゆる暮らし観光の取組でございますが、嬉野、小城を皮切りに、塩田や伊万里でも開催されているところです。私も参加いたしました。これまでと全く違った、地域の方も知らなかったような町の風景、表情、息遣いを感じることができました。これまでにない、その町の新たな発見をすることができました。議員おっしゃるとおり、こうした活動が地域の愛情や誇りにつながっていくものと私も思っております。

「山の博覧会」は、こうした佐賀ならではの各地の自発の地域づくりが素地となりまして、それぞれが積み重なってきたことを発表する場です。ぜひこの機会に、より多くの方に見てもらいたいと思っております。

そのためには、全国都市緑化フェアを起爆剤として、相乗効果を生み出しながら、県内各地への流れをつくっていくことが重要だと考えております。

全国的にも知名度の高い都市緑化フェアは、県内外から多くの来訪が期待できますことから、緑化フェア会場は、県内各地への流れをつくるための重要な発信拠点だと考えております。緑化フェア会場内で県内各地の自発の取組を効果的に発信することで、そこから足を延ばして現地へ出かけてもらったり、緑化フェア終了後も「山の博覧会」に何度も来てもらったりすることで、佐賀県全体の盛り上がりにつながっていくものと考えています。

議員から御提案がありました、県内各地の自発の地域づくりのプレーヤーがブースを出展してPRしたり、会場内で自発の取組の一部を体験してもらったりすることなども効果的だと考えております。

実際、一部の地域におきましては、そのようなPR活動が行われ始めているところです。例えば、都市公園のイベントに合わせて、先ほどのレジャー Trails のミニ体験をしたりですか、街なかマルシェの場所におきまして、トレッキングの紹介、山に関するワークショップを開催するなど、来場された方に自発の取組の現場に足を向けてもらうような誘導を図られております。

緑化フェア会場でのPR展開におきましても、自らチャレンジしたいと手を挙げていただけるような仕掛けづくりについて、自発の地域づくりの団体の方々や関係者とこれから議論をしていきたいというふうに考えております。

また、「山の博覧会」と緑化フェアを一体として楽しんでいただける

ような効果的な情報発信、これは積極的に進めていきたいと考えております。

続きまして二点目、「山の博覧会」を通じた自発の地域づくりの広がりに向けた取組についてお答えいたします。

自発の地域づくりは、地域の一人一人が自主的に関わって、トライ・アンド・エラーを重ねながら、でも、楽しく前向きに取り組んでいくことが大切だと思っております。こうしたプロセスを経て出来上がったものは、その地域にとって何より価値があります。そして、それが次の成功のもととなり、活動も長く続いていくものだと考えております。そして今、先ほど申し上げましたとおり、地域の皆さんがその枠を超えてつながり、活動が広がりを始めているところです。

そうした状況の中、「山の博覧会（仮称）」ではこうした地域の方だけではなく、これまで接点がなかった方々、団体、企業、さらには次の担い手となるような高校生や大学生など、多くの方々にとつての新しいチャレンジの場にしたいというふうに考えております。山への思いを共有する仲間が増えることで、自発の取組がさらに広がっていくよう取り組んでいきたいと考えております。

また、議員からお話がありましたとおり、自発の取組は、そこに光が当たることさらに輝くと思っております。より多くの方に知ってもらう、実際に来てもらうことで、これまで以上に地域がもっと頑張ろうという気持ちが高まって、さらなる広がりにつながっていくものと考えております。そのためにも、「山の博覧会」の開催を通して、佐賀県全体の自発の取組に光を当て、県内外に情報発信していくこと、これを工夫しながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、「山の博覧会（仮称）」の開催に向けては、手挙げ方式で自由に参加いただく多くの方々との議論を重ねながら、佐賀ならではの自発の取組に大きな光が当たるように、型にはまったものではなく、開催の形をみんなで描いていく佐賀らしい大会となるように検討を進めてまいります。

そして、「山の博覧会（仮称）」終了後も、自発の盛り上がりが一過性で終わることがなく、全県的なムーブメントとして継続して広がっていくように、そして、人と人がつながって新しい取組や価値を生んでいく、地域づくりは人づくりという話も先ほどございました。そういう中で、また新しい人材も育つ、そうした自発の地域づくりのプロセスを大切にしながら、「山の博覧会（仮称）」が終わっても語り継がれるような大会になるよう取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎種村健康福祉部長 登壇Ⅱ 私からは、平時でも行えるボランティア、献血と骨髄ドナー登録について三点お答えいたします。

まず、献血と骨髄ドナー登録に対する認識についてでございます。

献血や骨髄ドナー登録は、輸血や白血病などの重い血液疾患により骨髄移植を必要とする方の命を救うために、とても重要なことだと認識しております。

現在、年間の献血者数は、全国で約五百万人、佐賀県では約三万三千人です。骨髄移植の件数は全国で約一千件、佐賀県では五件程度でございます。

献血者を年代別に見ますと、十歳代から三十歳代の若年層が少ない状況でございます。将来的に献血者全体が先細っていくのではないかと

う危惧を私もしております。

それから、骨髄移植に関しましては、全国で毎年二千人程度の方が新たに移植を希望されております。移植には、議員からお話がありましたように患者とドナーの白血球の型が適合することが必要ですが、その確率が数百から数万分の一と言われているので、登録者をさらに増やしていく必要があると思っています。

続きまして、これまでの取組についてお答えいたします。

献血につきましては、特に若年層の献血者を増やすことが大事だと思っております。高校生を対象として献血の重要性を説明する献血セミナーを実施しています。これは、毎年約二千人から四千人の高校生に参加していただいております。このほか、高校、大学、専門学校での献血や、「はたちの献血」キャンペーン、これは毎年一月から二月に実施しておりますが、こういったものに取り組んでいるところでございます。

それから、献血アプリ「ラブラッド」のお話ございました。この「ラブラッド」は、予約や問診回答ができることに加えまして、献血に関する知識を習得するために必要な様々な情報ですとかイベント情報なども掲載をされております。このほかにも献血を呼びかける通知機能、それから、記念品等と交換できるポイントの付与機能もございますので、献血者の増加にとっても有効だと考えています。

「ラブラッド」の登録につきましては、現在、新聞広告とか献血会場での働きかけなどに取り組んでおりますが、県内では毎年二千人から三千人ずつの登録者が増えてきておりまして、先月末時点で一万六千八百五十五人の方に登録をいただいているという状況でございます。

それから、骨髄ドナーにつきましては、骨髄ドナー登録につきま

しては、大型商業施設でのCM放映などの啓発、それから、献血会場で献血をされる方に直接働きかけを行うなど、献血と連携した取組も実施をしております。佐賀県内の骨髄ドナー登録者数は、令和六年度末で五千七百九十三人です。人口当たりの登録者としては全国で第九位というふうになってございます。

それから、ドナー休暇制度のお話もございました。骨髄を提供しやすい環境づくりとしては、企業に対してドナー休暇制度の導入の働きかけをしております。情報誌への広告掲載ですとか新聞へのチラシ折り込みなども行っておりますし、加えまして、企業を個別に訪問いたしまして休暇制度の導入を促しているところでございます。現在、佐賀県内では九社がドナー休暇制度を導入しております。まだまだ少ないので、もっと増やしていく必要があると思っております。

最後に、今後の取組についてお答えいたします。

これまで様々な取組を行いまして、骨髄ドナー登録者の割合が全国上位となるなど一定の成果は出していますが、もっと一人でも多くの救える命を救うために、献血者、骨髄ドナー登録者をさらに増やしていきたいと思っております。

議員からお話がありました献血と骨髄ドナー登録の関係性を考えますと、やはりセットで取り組んでいくことが効果的だと思っております。例えば、今後実施を予定しております献血、「ラブラッド」、骨髄ドナー登録それぞれの広報、これらをセットで行うということも考えたいと思います。それから、大学や専門学校で行います献血の際、あるいは市町による献血の呼びかけの際には、骨髄ドナー登録も併せて呼びかけをしていきたいと思っております。それから、高校での献血セミナーにつきま

しても、やはり骨髄移植についての情報提供も行いたいと思っております。早速ですが、来月、十月に大学生向けのライフプランセミナーを予定されておりますので、こういう場で献血と骨髄ドナー登録のセットでチラシを配るなどして広報をやっていききたいと思います。できることから積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

議員からお話がありました、献血も骨髄移植も健康な方が平時にできる命を守るボランティア活動だというお話ございました。まさにそのとおり、私も共感いたします。今、ボランティア活動に興味を持つ学生が非常に多うございます。献血、骨髄ドナー登録を若い世代に広げていくためにどのような取組ができるのか考えてみたいと思います。

例えば、学生が主体となって十代から二十代の若年層に献血の普及啓発を行っております佐賀県学生献血推進協議会という活動組織がございますので、この意見交換をするなどして、何かいい取組がないか工夫してみたいと思います。

また、今、県では、企業訪問をして企業の健康経営の普及にも取り組んでおります。このような場も活用しまして、健康経営と併せてドナー休暇制度の創設、導入を働きかけていきたいと思っております。

佐賀県は慈しみ合う県です。日本赤十字社を創設した佐野常民は、「博愛これを仁という。仁とは人を慈しむこと」という言葉を残しています。骨髄移植を受けなければ生き続けられない多くの患者の方がドナーからの骨髄移植を心待ちにされています。その方々のお気持ちを思い、献血者、骨髄ドナー登録者をさらに増やせるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。（「ぜひお願いします」と呼ぶ者あり）

◎高塚危機管理・報道局長 登壇Ⅱ私のほうからは、防災体制について二点お答えさせていただきます。

まず、防災庁誘致の提案についてお答えします。

大規模な地震や豪雨災害に備えるため、国において防災庁とその地方拠点の設置が進められております。防災担当の予算、人員の両面から強化されると聞いておりまして、県としましても、その役割に期待しているところでございます。

佐賀県におきましては、令和元年、令和三年、令和五年に豪雨災害の被害を受けております。その都度、知事の指揮の下、救える命を救うことを最優先に人命救助などの初動を重視し、発災直後から現場で判断できる副知事等を現場へ派遣して対応しているところでございます。

また、県では、議員からお話があったとおり、災害に備えるため、平時から定期的に知事と自衛隊、消防、警察などの実動機関のトップが意見交換をしまして、顔の見える関係を構築しているほか、被災者支援などを行うCSOの誘致も進めているところでございます。

そして、その災害対応におきましては、実動機関やCSOも発災直後から災害対策本部会議等に参加しまして、災害情報の共有や連携、迅速な人命救助などのオペレーションを実施しているところでございます。

防災庁の取組の項目として整理されております事前防災や避難所環境の充実が必要なことでありますけれども、やはり救える命を救うことが一番大切でございます。亡くなった方は声を上げられない、人の命に向き合うことが重要と考えております。

以上のような考えを持ちまして、初動やオペレーション重視で対応してきた佐賀県と国がパートナーとなりまして、相互に連携し、防災力を

高めていきたいという思いから、国に防災庁誘致の政策提案を行ったところでございます。

続きまして、南海トラフ地震発生時におけます佐賀県の役割についてお答えします。

今年三月に公表されました南海トラフ地震の被害想定では、佐賀県は最大震度五強の揺れが想定されているものの、津波等の到達や被害は、ほかの地域と比較しまして、ほぼ見込まれていないところでございます。一方で、宮崎県では最大震度七、津波高約十七メートル、死者約三万九千人、大分県では最大震度六強、津波高十五メートル、死者約一万八千人と甚大な被害が見込まれると示されたところでございます。

そのため、国におきましては、佐賀県は大分県を支援する即時応援県として整理されております。発災後はすぐに佐賀県から先遣隊を派遣し、被災地のニーズを把握、そのニーズを踏まえた支援を県内市町と連携し、実施することになります。

また、南海トラフ地震では、九州地方知事会の会長県であります宮崎県が被災する可能性が高いため、その代わりに熊本県を九州の調整役としておりますけれども、熊本県も被災した場合にはその役割を佐賀県が代行することとしております。

被災地支援に当たりましては、議員がおっしゃられますとおり、円滑に物資を供給できる物流の拠点が必要と考えております。平成二十八年の熊本地震の際、鳥栖市に政府のプッシュ型支援の物流拠点が置かれております。また、佐賀空港は支援物資の輸送にも活用されているところでございます。その機能が十分に発揮されたというふうに思っているところでございます。

県では、物流拠点を確保するため、民間企業と協定を結んでいるほか、国においても、物流拠点として活用できる県内の民間企業がリスト化されておりまして、災害時に使用することが可能となっております。そのリストでは鳥栖市周辺が半数以上と多く、交通の要衝でもあります県東部地域や佐賀空港の周辺は高いポテンシャルを持っておりまして、物流拠点のエリアとして適しているところでございます。

災害は想定どおりに発生しないし、対応マニュアルなど、思ったとおり、計画どおりには進まないものでございます。今後、高い確率で発生が予想されます南海トラフ地震におきまして、佐賀県が即時応援県としての役割を果たせるよう、オペレーション重視の対応を生かし、県としての習熟度を上げていきながら備えを進めていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

◎議長（宮原真一君） 暫時休憩します。

午前十一時五十三分 休憩

○ 開 議

◎副議長（八谷克幸君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◎西久保弘克君（拍手） 登壇。自由民主党の西久保弘克でございます。

一年ぶりの登壇になりました、いささか緊張しておりますけれども、しっかりとした質問をさせていただきたいと思えます。

先週九月十五日に敬老の日というのがありました。この敬老の日が実際にいつから始まったのかというのを少し調べてみましたけれども、それは昭和二十二年九月十五日、兵庫県の多可郡野間谷村、こちらの村長さんが、ちょうどその頃、若い方、お父さん、お母さん、子供さん、いろんな方が戦争で心が痛まれていて、息子を戦争に取られた方がたくさんいらつしやったということで、老人を大切に、年寄りの知恵を借りて村づくりをしようという思いからスタートされました。

ちなみに、その当時は、五十五歳以上の方が対象になっています。多分この辺の方はほとんどだと思えますけれども、そういうことがございました。

そしてまた、今月の二十日から二十六日までは秋の彼岸でございます。お彼岸でございまして、先祖を大切にしたいという気持ち、そして墓参りに行かれる方もいらつしやるし、仏壇にお参りされる方も当然いらつしやると思いますが、仏壇も墓参りもできない方はもういいと私は思えます。ただ、できれば、空を見て、どうだったのかなと、あの人を思い出すと。ここに立って上を見ると、石丸博議員や桃崎先生や井上常憲さんやということで、いろいろ見ながら、常に上を見ながら、質問をやれるように頑張っていきたいと思えますので、まず一問目の質問に入

りたいと思えます。

まず最初に、高齢者に目を向けた施策についてお尋ねをいたします。

今年は戦後八十年という節目の年でもあり、県においても戦没者追悼式が開催されると聞いており、このような方々を含め、今では高齢者になった皆さんにも、戦後の混乱期から高度経済成長を成し遂げ、今の日本を支えてきてもらったと感謝しております。

高度経済成長時代のインフレによる物価高騰や所得倍増計画などによる賃金が上昇していく状況は、今の物価高騰や最低賃金の大幅な値上げと似た状況にあると私は思っております。しかしながら、かつて多かった三世代同居が減って、高齢者のみの世帯が増えている状況など社会構造が大きく変化しており、家族間での支え合いが難しくなっております。多くの高齢者は年金で生活をされておりますが、最低賃金が大幅に上昇している一方、年金については二〇〇四年の年金制度改革が導入され、この改革の内容は、少子・高齢化により現役世代の保険料負担が過重にならないよう、給付水準を調整するマクロ経済スライドによって、本来二〇二五年では二・三％増額するはずが、マイナス〇・四の調整がなされ、一・九％の増額に抑えられている状況にあります。

厚生労働省年金局の令和五年度の資料によれば、一般的な年金の平均受給月額額は、国民年金受給者で五万九千三百四十四円、厚生年金受給者では十三万四千八百八十円となっております。しかし、この支給された年金の中から介護保険料、令和五年の平均月額五千九百八十四円や後期高齢者医療保険料五千九百二十二円などが差し引かれ、手元に残るお金はさらに少なくなっております。

一方、支出については、県の統計分析課が公表している「二〇一九年

全国家計構造調査 佐賀県の結果の概要」を参考に、私が試算したところ、月に一人暮らしで一人当たり約十万円、二人暮らしで約十九万円の消費支出となっており、多くの高齢者が少ない年金、特に国民年金のみで生活している世帯は苦しい生活をしているのではないかと推測しております。

県では「子育てし大県」さが「プロジェクト」や「フェムケアSAGA」などの女性の健康支援、SAGAスポーツピラミッド構想などのスポーツ振興など、未来を担う世代への施策が進められていることは承知しております。

高齢者についても、これまで様々な支援に取り組まれていると思いますが、このような時勢の中、さらに高齢者支援を進めていく必要があると考えております。

そこで、次の点について健康福祉部長にお尋ねをいたします。

国では令和元年十月から年金生活者支援給付金制度が導入され、条件などはあるものの、基準月額五千四百五十円が年金に上乗せされて給付される制度があります。この制度は申請主義のため、制度を知らず申請していない高齢者もいらつしやると聞いているので、もっと周知したらどうかと考えております。

また、佐賀県として、戦後の復興と高度成長を支えてきた高齢者世代に対し、今後目を向けた施策に取り組むべきと思うがどうか、この二点を種村健康福祉部長へお尋ねをいたします。

二番目の質問に入ります。県職員の自己実現と佐賀県経済の成長のための兼業の推進についてお尋ねをいたします。

今年六月に総務省が「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に

関する留意事項について」と題した通知を各都道府県知事宛てに發送されました。この通知の冒頭部分を読むと、「地方公務員の兼業については、職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや、高齢化、人口減少など社会情勢の変化を背景として、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが各地方公共団体に求められています。また、こうした環境整備は、公務を支える有為な人材に選ばれ、働き続けてもらう職場づくりに資するものであり、さらには、職員が兼業を通じて、地域を知り、人と交わり、そこで得た学びを、職務遂行や行政サービスの向上に活かすことにより、地域住民の信頼を高め、効率的な公務運営の確保にもつながるものと考えられます。」とあります。

これは、まさに私が考えていたことであり、私の思いをそのまま代弁してくれたと思っております。

私はかねてから、県職員がその業務を通じて培った経験、知識、知恵、人脈は地域社会や県内企業にとっても有益であり、財産であると言つてまいりました。

県庁退職後に地域や企業の発展に様々な形で貢献される方は多いのですが、在職中の職員であってもその能力を県民に還元し、県全体の活力につなげてほしいと思っております。

県職員の権限については、令和五年六月議会一般質問において下田議員から、「地域の様々なニーズに応じて、職員が持つ知識、能力を職務以外の社会貢献に活用していく環境づくりをより積極的に進めていくことが必要」でないかという趣旨の質問がなされ、それに対する南里副知事、当時の副知事です、総務部長がいまませんでしたから、南里副知事の答弁として、これからも社会貢献活動とか地域活動に取り組む職員を

しっかりと後押しをしていきたい。その上で職員の兼業についても本質的な部分はしっかりと押さえつつ、引き続き柔軟に対応していきたいとの答弁がっております。

これはぱつと聞けば、いい回答なのかなと思いましたが、実はゼロ回答なんです、全く答弁していません。全く進めるような意識がないです。

私は、自治会、消防団、PTA活動、国勢調査員といった地域のボランティア活動のことを問題にしたいわけではない。これらのことは、県職員も地域住民の一人として当然に役割を果たすべきことであります。また、人材不足を補うための労働力、アルバイトとして兼業してほしいわけでもありません。地域でアルバイトとして、人材が足りないから、それを補填してくれという話では私の場合はないんですね。

県職員には業務を通じて得た高度なスキルやノウハウがあります。私は、こうした県職員の能力を生かして地域の企業へのアドバイスなどで貢献してほしいと思っております。また、その労働の対価として相応の報酬が支払われてもいいと思っております。その兼業が本人にとって本当に好きな仕事であったり、関心のある企業の支援であったりすれば、職員にとってやりがいや自己実現にもなりますし、企業も助かり、佐賀県経済の成長にもつながるなど、ウィン・ウィンなどではないでしょうか。また、この考え方が、働き方改革であったり、地方創生であったり、その働き方で得た時間の使い方ではないでしょうか。

国は、昭和二十五年制定の地方公務員法の第三十八条で営利企業への従事等制限を課し、人事委員会規則でその許可の基準を定めることができるとしております。これを受け、佐賀県では昭和二十六年十一月二十

二日に制定された佐賀県人事委員会規則「営利企業への従事等の制限に関する規則」の第二条で兼業の許可基準を定めておりますが、この基準は規則が制定された当時の内容を今も基本的に変えることなく守り続けております。

ここに令和元年十一月十二日、「職員の営利企業への従事等の制限について」という総務部人事課がつくったものが手元にあります。（実物を示す）この中に、自ら営利企業を営むこと、そのほか農業の場合は三年連続で農業所得が百万円を超えたら駄目ですよ、賃貸の場合は独立家屋の数が五棟以上だったら駄目ですよ、許可を取りなさいよと。こういう昭和二十六年五月十四日のものをほとんど変えることなくそのまま使ってきているわけですね。しかも、令和元年十一月十二日にやっているわけです。中身を確認しましたが、なるほどなど、不思議だなと思いました。

佐賀県の兼業許可はこの基準に従って、親からの相続でやむを得ず不動産経営をせざるを得ない場合や農業に従事せざるを得ない場合など、どちらかといえば、受動的な理由で許可されてきたのではないのでしょうか。職員の自立的なキャリア形成や自己実現といった今日的なニーズを踏まえれば、これまでの許可基準を守ることよりも、職員のスキルやノウハウを生かした能動的、自発的な兼業を推進することで佐賀県庁がより魅力のある職場となり、優秀な人材の確保やつなぎ止めにも効果を発揮するのではないかと考えております。

昨年も優秀なDX関係の職員が辞めていきました。自分のやりたい仕事ではない、自分のやりたい仕事を兼業として認めてほしいんだけど、認めてくれない、やめざるを得ない。

そして、佐賀市役所でもありました。自分の親からもらった財産を出したところ、いや、基準以上の家賃収入があるから駄目ですよ。副部長級でした。辞めざるを得ませんでした。

また、農家の中には奥さんの名前で農家を続けている方もいらつしています。御主人が公務員であるがために、奥さんの名前でやらなくてはいけないんですね。そうしたときにどういうことが起きるかというところ、奥さんは扶養にも入れません。赤字になっても損益通算できません。年金の問題もあります。そういったこともあります。

こういったことを踏まえて次の点についてもう一回伺います。

一つ目、兼業しやすい職場環境についてであります。

県庁の業務は多種多様であり、職員は必ずしも自分が希望した部署に異動したり、業務を担当できるわけではありません。そのような場合でも担当業務はしっかりとこなしながら、勤務時間外や週休日、土日などの自分の時間を使って役職にかかわらず自分の本当にしたい仕事に兼業として取り組むことができれば、県の貴重な人材を有効に活用することができます、やる気を引き出すこともできると考えております。

このように、兼業は採用や離職防止にも有効な手だてであると思いますが、どう考えますか。また、現在の佐賀県庁は兼業を希望する職員が積極的に手を挙げられる職場環境にあるのか、総務部長に见解を伺います。

ここで一つ注意しなければならないのは、有給休暇は給料をもらうわけですから、その有給休暇を使った兼業というのは認められないんですね。ここはやっぱり職員さんにもしっかりと話をして、そこはやっていただきたいと思えます。

二点目、総務省通知を受けた対応についてであります。

今回六月の総務省の通知を受けて、県としては県職員の兼業の推進について、スケジュールも含め、どのように対応しようと考えているのか、志波部長にお尋ねをいたします。

三番目の質問に入ります。佐賀県庁の組織運営についてであります。地方公共団体の職員の定数については、地方自治法の規定による条例で定められているとおり、現在、知事部局の職員の定数は三千六百六十一名となっております。また、会計年度任用職員は約千名が任用されていると聞いており、これらを合計した四千百六十人の範囲内で組織を運営していかなければならず、限られたリソースをいかに効率的にバランスよく配分するかが鍵となっております。

「SAGA2024」のような五十年に一度のビッグイベントの実施のために人員配置が一時的に偏在せざるを得ないことはあると理解しておりますが、その終了後にはバランスよく配分されているのであろうかと思っております。

最近の佐賀県の組織改正や人事異動を見ると、人員配置のバランスが取れたものになっているのか、適材適所の配置になっているのか疑問に思うこともあります。

人員配置で言えば、例えば、これまで肥前さが幕末維新博覧会事務局やSSP推進局といった知事が力を入れている部署にだけ手厚く人員が配置されているのではないのでしょうか。農業を一丁目一番地と言いつつ、農林水産部に十分な人員が配置されていないのではないかと感じております。

また、年度途中の人事異動を見ると、技術職である農業大学の校長

が着任から五カ月でほかの部局へ異動となり、その後任が本庁の重要なポストから補充されたものや、中には後任の補充すらされない異動も散見され、違和感を覚えざるを得ません。特に農業大学校の校長の突然の人事異動は学校の生徒や保護者に対して何の説明もなく、五カ月で異動となった理由や経緯について県民には分かるすべもなく、本庁の人材不足が背景にあるのか、こういった突発の、突然の人事異動に伴い影響を受ける県民への説明責任はどうかとされているのかと私は疑問に思います。

これらは今年五月に起きた県高性能食肉センター事業や令和五年四月に水産関係の現地機関で起きた不適正事務処理事案などの不祥事を受けた懲罰人事ではないかとさえ思えました。果たして適切な人員配置や人事異動が行われているのかと疑問を抱いています。

私は昨年六月議会一般質問でも組織運営について質問いたしました。その際、行政職のポストに技術職を配置する取組は、職種の固定概念にとらわれず、職員の持つ能力に着目し、その力を発揮してもらうことができる有意義な取組である。一人一人の適性、能力、将来性を踏まえた人事を徹底し、組織をより活性化させていただきたいと述べました。それに対し、人事配置に当たっては、常に職員の持つ能力や適性を重視した適材適所を心がけ、公正に行ってきました。今後もしうした考えを大切にしていきたいとの答弁があったところ。それにもかかわらずこのような人事が行われたのはなぜなのか、不思議に思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

部局ごとの職員数の配置についてであります。

県庁組織全体が成果を出していくためには、部局ごとに偏在がなく、人員配置のバランスが取れている必要があると私は考えております。組

織の見直し、人員の配置、配分に当たってはどのような考え方で取り組んでいるのか。各部長と人員配置、人材についてしっかり話をしていくのか。また、現在の部局ごとのバランスをどのように評価しているのか、志波総務部長にお尋ねいたします。

二点目、人事異動についてお尋ねいたします。

人事異動において、職員が持つ経験や能力を最大限に生かすことが最も重要であり、決して不祥事の懲罰のようなことはあってはならないと考えております。定期人事異動は四月と十月の年二回とされている中で、今年度は年度途中に立て続けに人事異動が行われておりますが、これらの異動はどのような目的で行ったのか。また、本人たちにどう説明し、納得は得られているのかお尋ねいたします。

三点目、人事異動を通じた人材の育成についてであります。

人材は、職員の専門性や適性、将来性を踏まえた上で、適切な部署での職務経験を積むことを通じて育成されます。こうした考えの下、人事配置を行っていく必要があると考えますが、職員の人事異動を通じた人材の育成についてどのように考えているのか、以上三点を総務部長にお尋ねいたします。

それでは、四項目めに参ります。予算査定の在り方について質問をいたします。

近年、県ではコロナ対策や物価高騰対策などもあり、国が十分の十を負担する交付金を活用して様々な対策が講じられております。こうした県の事業の中には、必要性や事業の効果に疑問を感じるものもあります。一方で、現場で必要とされている事業について、予算が十分配分されていないと思うこともあります。

例えば、佐賀県農業公社が行う農地中間管理事業については、八月五日、国の方針が国会中に出ました。そのときに言われたものは、中間管理機構を使って農業を強くする。地域を活性化するというものでありました。私は前日の八月五日に上京しておりまして、そのときに昨年から農業公社は実は問題がありまして、貸し借りをした場合に1%の手数料を農民から、我々農家から取りたいよというお話があったときに、これは、じゃ、全国で何県ぐらいやっているんだという話をしたときに、全国で九県しかない。ほかは全部自分たちで公社の費用で賄って事務処理をやっているんだよという話がありましたけど、じゃ、なぜ九県になるんですかという話をした。それは農業公社自体がお金がないから、人がいないから、人、物、お金が全部不足しているからですということ、昨年から二度ほど上京しまして、特別に予算を昨年まではつけていただきました。今年八月五日に私上京しまして、そのお礼と併せて、今年度もしっかりとした予算をお願いできませんかという話をしに行きました。

ここに九州各県の中間管理機構の事業費があるんですけれども、福岡の半分、令和六年はほとんどのところの半分だったんですね。すさまじい勢いで予算はないんですね、お金ないんですよ。

九県しかないということで、お金ないのはしょうがないねということ、もう一回言いますけれども、八月五日、公社の専務、部長、そして私、そして農林水産部の担当課長さんと四人入りました。向こうと話をしているときにはつきりおっしゃったのは、お金は幾らでもやりますよと。あなたたちが十分の三の予算をつけないからでしょうと。議員さん、あんたたちが議会で十分の三の予算を認めていないからじゃないんですか。十分の十の事業ばっかりやっているからそうなるんじゃないですか。

三割のお金を出せば、あとの七割はやるんですよとはつきり言われて、私は赤面しました。愕然とし、自分のやってきた、見てきたことが、あつ、なるほどなど。もっともっとしっかりと形で予算編成のときに見なくてはいけないというのを強く感じました。

このような背景には、様々な大型プロジェクトに注力するあまり、県費、一般財源を必要とする予算については要求しにくい雰囲気があるのではない。本来に必要なものは、ちゅうちょせず一般財源を投じてでも行うべきであると私は思います。

県内の様々な現場の課題を解決しながら県勢を発展させていくためには、予算編成を行う総務部、総務部財政課の役割は大変重要であります。限りある予算を有効に活用するため、必要性や費用対効果を聞き取り、必要なものにはしっかりと予算をつけ、必要でないものは見送るという予算査定を行っていただきたいです。

そこで、今後の予算編成に向け、どのように予算査定を行っていくのか、志波総務部長にお尋ねをいたします。

最後の質問です。山口県政の政策の検証についてであります。

山口知事は、平成二十七年一月の知事就任以降、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を県政の基本理念に置き、様々な大型プロジェクトを実行してまいりました。例えば、平成三十年三月から約一年間、事業総額約二十六億円、県費として約十六億円を投じて開催した「肥前さが幕末維新博覧会」。平成二十九年七月に約一億三千万円で購入をした、多久市出身である池田学さんの「誕生」の購入などです。

ちなみに、この「誕生」は、これだけの予算をかけて購入し、約八年がたちますが、これまで県立美術館で展示されたのは延べ三百三十日で

あり、ほかの美術館などへの貸し出し、そこで展示されているのは四百七十日とのことであり、約八年のうちに使用されているのは合計で約八百日であります。

ただ、この質問をする中で、池田学さんの「誕生」に関しては平成二十九年、平成三十年、令和元年、令和二年、令和四年、令和五年、令和六年、調べました。各年約五十日ぐらい県立美術館で展示をされており、令和五年、近々では二百二十二日間、県外で展示をされているので、私はこの質問をつくる段階ではどうかと思ったんですけど、見たところ、池田学さんに関しては、私はある意味有効な活用をされていると思っております。

また、ARKS^{アルクス}の整備などのまちづくり、岡田三郎助のアトリエ、高輪築堤の再現展示、唐津の黄金の茶室、そしてSAGAアリーナなど、様々なことに多額の予算を投じて整備を進めてきました。例えば、初期投資に加え、その後の屋根の工事など、これまで多額の予算をかけて整備をしてきた「さがレトロ館」は、コロナの影響もあり、令和三年五月に休業し、県が令和四年六月に事業許可を取り消してから、いまだに使用されておりません。それに加え、内部にはテーブルや椅子などの残置物がある状況であります。使用もしない施設に予算をかけ、県はどのような利活用をしているのか、私は全く分かりません。県が事業許可を取り消してから三年三カ月が経過しました。この間、県でも利活用に向けていろいろな取組がなされているとは聞いておりますが、今現在まで具体的な利活用の方策が示されず、何らの価値も生み出さない施設になってしまっているのが現状であります。

「さがレトロ館」に関して、私は未収金があるんじゃないかということ

とで調べました。平成二十一年から貸し出しをし、十年間の約束で貸し出しをし、そのときは人が集まって滞在する時間を一時間以上にするよと、そういう条件の下に、あらゆる条件の下に家賃は無料にできています。

そして、令和元年に更新する場合も、家賃は無料、人を寄せてください、直売所をしてください、コーヒーショップをしてください、お土産物を売ってください、佐賀城にないから。そういったところでやってきましたけど、令和三年五月に休業し、その後、一年後まで経営者は佐賀県におらず、行方不明になりました。県の職員さんの力によってその方を見つけて、残置物の所有権、動産の所有権を放棄させました。だから、やっと触れるんですね。

でも、そこで未収はありませんよという県職員さんの話を聞いたときに愕然としました。家賃相当額というのがあるんじゃないんですか。本当は人を寄せるから必要であって、その間、一年間の家賃は当然請求していいんじゃないですか。あそここの場所であれば月額三十万円は適当ではないんですか。三百六十万円もらう必要があるんじゃないんですか。取れなくても、そういう姿勢を見せるべきではないんですか。県議会にそういう報告をできないんですか。そういうところをお話ししました。ただ、今も中に残置物があり、ほったらかしの状態であります。

新たな価値を生み出す文化創造拠点を目指すとして取り組んできた市村記念体育館のリニューアルについては、基本計画、基本設計、実施設計に、国費を含め三年間の総額で三億七千万円、このうち県費は約二億四千万円となっております。その後、建物の耐震化やリノベーションを行うための工事が不落となり、一旦事業をやめ、今なお、基本的には未

使用の状況で、事業再開のめどは立っておりません。国庫約一億三千万円についても、国への返還は不要と聞いておりますが、返還をしないからよいという話ではないと思います。その原資は国民の税金であります。

唐津市の名護屋城に整備した黄金の茶室を見ますと、整備には令和三年度に総額約三千六百万円、このうち県費を一千五百万円かけております。さらに常駐する警備員、名護屋城博物館の黄金の茶室を見られた方はいらっしやると思うんですけど、行かれたら分かると思います。

黒いカーテン、黒幕の奥に金の茶室があるんですね。部屋が約六畳です。そこに警備員さんが黙って座っているんですよ。私は、これは実は県民の方から言われたんですね。孫を連れて、子供を連れて名護屋城に行っただけで、黄金の茶室に行っただけで、びっくりしたと。なぜレプリカの茶室、それこそ金箔を貼っただけのものに一名の警備員さんが常時ついているんですかと。その人件費は二百六十万円であります。多分、今度最低賃金が上がりますから、今後は二百八十万円ぐらいになると思います。この二百八十万円、二百六十万円という金額は、開館時間が一日八時間、そして、大体月曜日がお休みですから三百十五日間、時給一千円、そして、土日、祭日はプラス二百五十円ということで計算して、私の計算上、二百七十五万円となっております。

私は、この三連休に実際、黄金の茶室に行ってきました。そこで名護屋城博物館の受付に確認したところ、来場者は平日で百名から二百名です。土日、祭日は三百名から五百名ですねということでした。

私も現地を確認して分かったんですが、ほとんどの方は観光バスで来て、お金を落とすところがないんですね。登って広場のほうに行きましたら、百円でパンフレットを売っています。百円くれたらこのパンフ

レットをあげますよ。博物館は無料で入れます。私は何かを買おうと思ったんですけど、しようがないんじゃないんですけど、一つ御朱印みたいな来場記念の、黄金の五百円の入場券みたいなものを買いましたけれども、それ以外にちよつと何もありませんよ。本当に、飲食施設やお土産を買う場所がありはするものの、私が見る限りではとてもお客さんが入っているような状況ではありませんでした。せっかく来た方たちがお金を落とす場所がない状況であり、滞在時間も一時間程度と聞いております。さらに黄金の茶室が整備された後に、周辺の観光地に何かいい影響があつたなどの話を私は聞いたことがあります。

SAGAアリーナの整備には二百五十七億円を要し、令和五年度の運営には、SAGAサンライズパーク全体で約五億円、そのうちアリーナには約九千万円の指定管理料を投じております。これだけ多額の予算をかけたにもかかわらず、新たにホテルの建設、飲食施設やスポーツ用品店のテナントの出店が決まったなど、あの周辺に民間投資が進んだ話は、全く私は聞いたことがありません、私の理解不足かもしれませんが、むしろ今年の五月には、平日には集客がない日もあったことから、売り上げ不振を理由に、入っていたカフェとセレクトショップが撤退しております。あれだけの税金をかけて整備したのですから、国スポやコンサートなどの一過性のイベントに頼るのではなく、地域経済が循環し潤っていくことが必要だと思います。

県の一連の整備を見えますと、整備をしただけで、その後の利活用はもちろん、県が整備したことにより、新たなインバウンド需要などが生まれ、県内や県外、海外から新たな民間投資が進んだという話は、私は聞いておりません。

知事はじめ執行部は、それらの予算を上程するたびに、志、思い、未来へつなぐ、レガシーなど抽象的な表現を用いて、プロジェクトの必要性を説明してこられました。県において、これら一つ一つのプロジェクトの成果の検証がきちんと行われ、その結果を県民へ説明しているのか、見直すべきは見直し、次へ生かされているのか、私は非常に疑問を感じております。そして、予算の大きい小さいに関係なく、そのプロジェクトの成果は、心が育まれたとか、思いが未来につながれたとか、そのような抽象的で曖昧な表現を用いて説明されるのではなく、数字で費用対効果を表す必要があると思います。

そうした一つ一つのプロジェクトに対して数字を挙げて、その費用対効果が示されない中、現在、県立大学の設置といった大型プロジェクトが進んでいるように思います。来年六月には世界海洋プラスチックプラニングセンターもオープンします。設計からの費用は六億円であります。言わずもがなですが、県が実施するプロジェクトの財源は、国民や県民の皆様の税金であります。県においては、その認識を改めて強く持っていたいただきたいと思います。

知事は、この夏もそうですが、この十年間で何十回も県外や海外に出張し、自らトップセールスを行っておりますが、その事業、そういったものに対して民間投資が行われたという成果は、私は分かりません。

そこで、山口知事にお伺いいたします。

山口県政において、政策の検証がどのようにして行われ、その結果をどのように県民に説明し、そして、次へと生かされているのでしょうか。御答弁をお願いします。

ちなみに、部局長の補足答弁は必要ありません。知事からの簡潔で分

かりやすく、納得のいく答弁を求めます。

以上で一般質問の一回目を終わらせていただきます。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ西久保議員の質問にお答えします。

山口県政に対して、本当に幅広く様々な御批判をいただきました。私からいうと一面しか見えていないだろうと思います。じゃ、どうすればいいんですか。やっぱり、私は県民を見つめながら、県民の声も伺いながら、今、県民の皆さん方に見えていないかもしれない佐賀県の本質的な価値を開花させるべく、未来に向かって政策を提案させていただいております。もちろん個別にはそれぞれ様々な面があります。それについては、様々な御指摘をいただくのはとても健全なことだと思いますけれども、今のお話だと、山口県政全体の方向性に対して御批判をいただいているというふうには私は認識しました。

議員がよくおっしゃる費用対効果というのもとても大事です。ただ、それは一面でしかありません。ちなみに私は知事になる前にJTBにいましたけれども、民間企業は収益をトータルでプロジェクトごとに整理して、コストについては、人件費も含めてコスト化して、その差し引きというものが出てきて、プロジェクトごとの評価を受け、それがそのまま職員の評価につながって、給与が毎年前後します、というのが民間的な考え方。それをそのまま役所に持ち込むわけにはいかないというのがやはり私が知事になっての感想で、民間的なそういう感覚を持つということとはとても大事です。県民の貴重な税金を承ってやるものだから、湯水のごとく使っていないはずはない。必ずそこには意味を見いださなければいけないということだと思います。

役所の仕事には、経済的効果のみならず、社会的効果というものもあ

るのです。安全・安心だったり、防災だったり、福祉だったり、教育だったり、人の思いだって、佐賀人が誇りに思っただけからどう生きていくのかということも、とても大切な県政においての価値なのです。それでも私はこの十年間、様々な経済的効果ということも含めながら仕事をしています。

幾つか例を挙げると、例えば、文化、歴史面について御指摘いただきましたが、やはり「肥前さが幕末維新博覧会」を行って、佐賀というのはどういう県なんだ、そして、それが「はじまりの名護屋城。」、今、上場の皆さん方から大変大きな評価を受けています。名護屋城プロジェクト、日本の文化の発祥は佐賀ではなかったのかということは、これから深いプロジェクト化をなされると思いますし、吉野ヶ里だったり、基肆城だったり、こうしたところのプロジェクトも進行しています。私はこういう取組が今回提案しているACEプログラム、有田のプロジェクト、これは十二億円のプロジェクトですけれども、国が八億円を出すわけですね。こういうような肉厚な佐賀県の事業につながっているんだというふうに確信をしております。黄金の茶室だって、あれはそのまま当時の秀吉のつくったものを再現しているんです。文化庁の考証を得て、文化庁の補助金を入れながら、一緒になってやっている取組、ほんまもんなんです。それをそういう小さな視点で論じていただきたくありません。

スポーツに関して申し上げても、やはりSAGAアリーナを建設した。それは二百五十七億円かった。今ならさらに大きなお金がかかったと思います。ただ、それを一過性に終わることはなく、例えば、スポーツ分野だって、あれを造ったからこそ佐賀ブルーナースは設立されたし、

久光スプリングスは神戸から移転してきたわけでもございます。羽生結弦君のコンサートもありましたし、来月には、これまで佐賀ではやったことがなかったJCの全国大会ですとか、土改連の全国大会も開かれるわけです。そこには当然経済効果もあるでしょう。そして、SAGAサンライズストリートができて、駅があつてという展開になるわけですが、これも、こういったものの経済的効果というのもまだまだこれからさらに開かれていくと思います。

福祉で言えば、佐賀県は車を使う社会ですから、やっぱり歩くライフスタイルということで、これは私が問題提起をさせていただいて、さらにピロリ菌検査など、がん撲滅に向けた取組というのは現在でいくと歩数も上がっていますし、例えば、人工透析の医療費の伸びが止まった。こういった取組というのは全体的に医療費削減になりますから、コストで考えたくないけれども、十分歳出削減の効果というものはこれから期待されるわけであります。

そして、何よりも県民の皆さんに健康であってほしいんです。高齢者に元気でやっていただくためには、やはり若い人の支えが必要です。医療も、看護師も少ないし、そこは若者に支援しているという一面だけではなくて、それは佐賀県の高齢者を支えていることにほかならないのであります。

「森川海人^{もりかわかいと}プロジェクト」につきましても、災害というのは大きなコストがかかります。減災・防災、あらかじめそういった対策をすることによって、事前に予防するという大きな効果もあります。というようなことで、様々な面で政策を総合的にミックスしながら、経済的効果も出るような形で考えています。

具体的なアウトプットという意味では、個別にそれぞれという時間はありませんけれども、例えば、地価公示価格は、商業地、住宅地、工業地とも対前年比で四年連続上昇しております。佐賀県は地域差があるので、いろいろ厳しい西側の地域もあることはよく承知しております。ただ、全体として見ると向上しておりますし、特に工業地につきましては、私が知事に就任する十年前まではずっとマイナスだったんです。私が就任して以降は全てプラス変動しております。しかも上位です。別にこういうことを私は自分の口で言うことはあまりしたことはないけれども、だけれども、数字、数字と言うのであれば、人口減少率についても、佐賀県は全国的に見てもいいほうから二十二位でありますし、県民所得は今、佐賀県の一人当たり県民所得は過去最高で、足元で九州で第一位となっております。

例えば、議員の地元である佐賀市ですけれども、では、そういうプロジェクト、SAGAサンライズパークもつくりたくない、駅前もそのままであって、維新博もやらずに、ARKS^{アルクス}もやらずに、博物館・美術館、そういうしたものにも手をつけず、公園化も行わなかった、そんな佐賀市が想像できるでしょうか。ほとんど駐車場だらけでした。私は、佐賀県というのはすばらしい文化、歴史、伝統、食、様々なもの、それを生かすすべを、確かに、それは福岡、長崎に比べると若干官が先に行っているところはあるかもしれない。そこは御指摘のところがあるかもしれない。でも、まだこれは道半ばで、今、これからを見ていくください。官民一体となった動きというのは、必ずやこれから、この地域、そして、佐賀県にしっかり根づいていくものだというふうに私は思っております。

というふうになるる申し上げましたけれども、今、これまでの常識や経

験が通用しない予測不能な不確実性の時代であります。我々が生きてきた昭和の時代とは全く違う様相を呈しているわけでありまして、そうした中で佐賀県は、機動的に、柔軟に先進的な取組をしっかりとチャレンジして行っていきたいと思えます。そして、私自身も未来に向けたグラインドデザインを示して、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を力強く進めていきたいと考えております。

◎志波総務部長 登壇Ⅱ 私からは、三問お答えをいたします。

まず一つ目、県職員の自己実現と佐賀県経済の成長のための兼業の推進でございます。

まず一点目、兼業しやすい職場環境についてでございます。

職員がその職務を通じて培った知見や経験、あるいは人脈を地域社会の振興のために役立てることは、地域貢献の観点はもとより、県民目線の現場目線で物事を考える視点を培い、施策立案に当たったの気づきを得るといった形で県政にも生かされ、ひいては県民サービスの向上、組織の活性化を図る意味でも有意義と考えております。その機会は、自治会ですとかCSO活動など様々なものがありますけれども、兼業もまたその一つかと考えております。

また、兼業を含めてこうした形で職員の能力向上や社会貢献の機会を柔軟に認めていくことが職員のキャリアの充実ややりがいを感じながら活躍できる職場づくりにつながれば、ひいては採用面での利点ですとか離職防止にもつながることもあるかと考えております。

職員の兼業については、地方公務員でございますので、全体の奉仕者という性質上、許可制となっております。

許可に当たっては、地方公務員法に定める服務規程に照らしまして、

三つの要件を全て満たすことが前提となっております。

一つ目は、兼業への従事を優先するあまり、職務遂行上、集中力がおろそかになるおそれがないこと、いわゆる職務専念義務の遵守でございます。

二つ目は、特定の利益に偏ることなく、常に中立公正でなければならない、職務の公正性の確保という点でございます。

三つ目は、職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことということで、職員の品位の保持と、この三点でございます。

この三点を満たすことを前提に個別に可否を判断しているところでございます。

こうした制限によりまして、全ての兼業が認められるというわけではないことから、職員のほうが兼業に二の足を踏むというケースもあるのかもしれません。

そうした中で、本県では、先ほど議員からも示されたように、令和元年度に兼業の許可の基準について、それまでの考え方、あるいは具体的な事例も含めて明文化いたしましたして、これを職員のほうに示しております。兼業を希望する職員は、これを参考に検討した上で、人事課に兼業について相談をできるという状況となっております。

社会情勢の変化を背景といたしまして、より幅広くこれを認める動きがありますことから、引き続き職員が兼業することを検討しやすい職場づくり、運用の在り方について研究してまいりたいと思っております。

二点目、総務省通知を受けた対応についてでございます。

今回の総務省通知は、先ほど申し上げました三つの原則を前提としたしながらも、地域の実情に応じて営利企業の従業員としての有償での兼

業など、より幅広く認める運用を促すものでございますけれども、許可基準の詳細は地域の実情に応じて各自自治体の判断で設定するとされております。

一方で、基本原則はそのまま維持されたままでございますので、こうした地方公務員法に抵触しない形で、職員が安心して取り組める仕組みを構築するためには、兼業可能な範囲についての検証ですとか、公務の公正な執行への確保の懸念など、様々な課題を克服していく必要がございます。そのため、現時点でスケジュールというものは具体的なものをお示しする状況にはございません。

時代に必要とされます県庁組織、あるいは県職員であるためにどんな形が望ましいのか、県民サービスの質の向上や職員の能力発揮、人材育成の観点などから、ほかの自治体の状況も踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

続きまして、問三の佐賀県庁の組織運営についてでございます。

まず一点目、部局ごとの職員数の配置についてお答えをいたします。

組織や人員配置につきましては、多様化する県民ニーズや社会経済情勢の変化に対応し、県民に質の高い行政サービスを提供できるよう、効果的、効率的に業務を推進できる体制の構築が必要でございます。そのため、これまで不断の見直しを実施しているところでございます。

こうした中で、組織の見直しや人員の配置に当たっては、各部局からの要求を基に、部局長の意向も聴取しながら、限りある人員の中で、全体を俯瞰してその時々に応じて対応しているものでございます。

引き続き、機動的かつ柔軟に組織体制の見直しや必要な人員配置を行ってまいります。

二点目と三点目、年度途中の人事異動と人事異動を通じた人材の育成については、関連いたしますので、まとめて御答弁いたします。

人事異動におきましては、県民に質の高い行政サービスを提供するため、常に職員の能力や適性を踏まえた適材適所の配置を心がけております。例えば、この役職に就いたら次はこの役職に昇任するといった考えの下で人事を行っているわけではございません。

また、職員の能力や将来性を踏まえて、職種にとられない柔軟な配置により、組織を活性化させるとともに、職員の成長を促しているものでございます。これまでも現場を大切に、またその時々状況に応じて定期異動を待たずに配置替えを行っているところです。

引き続き、適時適切な人事異動、人材育成に資する人事異動を実施してまいります。

それから、人事異動の意図について、本人に説明するのかというお話がありましたけれども、これに関しましては、個別の人事に関するものでありますので、お答えは差し控えていただきます。

最後に、問四の予算査定の在り方についてお答えをいたします。

予算編成におきましては、限られた経営資源の中で最少の経費で最大の効果を県民に提供する視点に立ちまして、予算査定を実施しております。

予算要求に当たりましては、各部局において事業の必要性、優位性、優先順位等について検討した上で要求していただくように求めています。その上で必要な事業について要求してもらい、予算査定の中で議論しております。

各部局からの予算要求の内容が適切なものかどうかを精査するのが予

算査定ということになりますけれども、財政課のほうには事業の必要性や費用対効果を見て予算額を切り詰めていく視点だけではなく、コンサルティングの機能、役割を意識するように伝えております。

予算査定では、予算を全庁的な視点や中長期的な視点に立つて客観的に俯瞰しながら、事業の選択と集中による戦略的な予算編成を行うことが重要と認識しております。

引き続き、県民の福祉向上や県勢の発展につながるような効果的な事業となるよう取り組んでまいります。

なお、公社への支援についての御指摘がございましたけれども、公社のほうについては、公社と調整の上、必要な予算を確保し、あわせて職員の派遣も実施しているというふうに承知しております。

また、手数料の話がございましたけれども、手数料につきましては、今後、増加する業務に安定的に対応するため、公社のほうで徴収することと判断されたというふうに伺っております。

私からは以上です。

◎種村健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、高齢者に目を向けた施策についてお答えいたします。

県では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で身体の状態に応じて安心して生活できますよう、元気な高齢者の方々に対しましては、生きがいづくりといたしまして、学ぶ喜びを感じながら、地域の活動に必要な知識を学ぶ「ゆめさが大学」の設置及び支援。心身の衰えが出てきた高齢者の方々に対しましては、介護予防といたしまして、高齢者が集まり運動等を行います「通いの場」へ、医療専門職、例えば理学療法士などを派遣し、運動や口腔ケア、栄養指導を実施。それから介護が必要に

なった高齢者の方々には、適切な介護を受けられるように介護サービスの提供や介護人材の確保の支援など、様々な支援、取組を行っているところでございます。

高齢者を含みます生活困窮者の方々に対しましては、生活困窮者自立支援制度によります相談支援、家計改善支援、居住支援など各種支援を実施しております。

また、年収が年金のみの高齢者の中には、生活保護を受給していらっしゃる方もおられるということでございます。物価高騰などの社会経済情勢に应じまして、生活保護基準を柔軟に見直しますよう、今年五月にも国への政策提案を行ったところでございます。

今後とも、生活が厳しい方々に対しましては、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度のようなセーフティーネットが機能するように、市町や民生委員等と連携して取り組んでまいります。

年金生活者支援給付金制度のお話がありました。これは老齢基礎年金受給者などの該当者に対しまして日本年金機構から封筒が届き、その中に入っているはがきに三カ所記入して投函するという簡単な手続で申請できるものでありますので、そういった簡単さも含めて周知に努めてまいります。

今後も、物価上昇や年金制度の動向を注視いたしまして、必要に応じ国への提案を行うなどして、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる佐賀県の実現に向けて取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎西久保弘克君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、高齢者の観点もしっかり今以上に取り組んでいただきま

すよう、よろしくお願いしたいと思います。

それと二点目に、県職員の自己実現、兼業についてなんですけども、志波総務部長、これは拡大解釈しやすく今回なっているんですね。拡大解釈しやすくなっているので、令和元年につくった総務の人事課のやつ、スケジュールについてもまだ答えられないということですけど、拡大解釈できるようになったんで、国の制限も少し和らいで、そこをしっかりと考えてもらって、兼業をしたい職員さんがいれば、しっかり話を聞いて、これはいいよというような形で進めていかないと、人材育成どころか、人がいなくなるよという話をしているところありますので、拡大解釈できていますので、ぜひ今回しっかりやっていただきたいと思います。

それと、予算査定の在り方についてなんですけども、予算査定の在り方の前に、先にこれ行きましようかね、県庁の組織運営についてなんですけども、組織運営についても、私が見たところ、人材不足なのかな、だから、こういう突然のあれがあるのかなと思うんですけど、やはり人事的なものがあって、職員の理解を取ったのかどうかという話については答えられませんということですけども、これをここで答える必要はないけども、極力それぞれの人の能力とか考え方を聞いて、そして、本当の適材適所というのをやっていただきたいと思いますので、これについてもよろしく願います。

次に、お尋ねしたい点は予算査定の在り方なんですけども、予算査定については少し合点がいかなかったんですけども、予算査定はコンサルティング的であったり、戦略的な予算編成であったり、これがセルモーターとなって動かせるよなという話はあるんですが、これはあったんですが、私が思うに、まず、しないといけない必要なものに予算をつけて

おかないで、必要なものにお金を使わずに、そういったものにばかりお金を使っているような印象がすごくあったので、この予算編成の在り方について、まず、必要なものにはしっかりつける、まず、意見を聞いて要望があったら、それをしっかり聞いて、本当に必要なんですか、いや必要なんですよねと。今回、公社に関してはしっかりした予算をつけていただける、人員もやるよという話をもらったので、これはこれでいいんですけど、これは氷山の一角でしかありません。私は、引馬副知事が昨年四月に來られた。パブリックマインドを持って仕事をする、これは公共の精神を持つてする、結果の平等を推し進めてきたと、私はうれしかったですね、引馬副知事が日銀から來て、ですけど、「クロスボーダー円資金決済の発展に向けて」という書かれている論文を読みましたけど、志波部長さんは県の統計課の課長を七年やっているんですね、佐賀県の統計分析のプロ、その方と今回日銀から來た数字に強いパブリックマインドを持って仕事をするとおっしゃっている引馬副知事、二人が組んでやるのであれば、どういう予算編成、どういうことをやってくれるだろうということでわくわくしております。

ですから、この予算編成に関しては、公共の精神、そして、結集の平等、この辺をしっかりと持ってやっていただきたいと。

日銀時代は財政から金融へということで、金融に関して今この佐賀県でやることは難しいので、これについては置いておくとしても、これについてはお願いしたいので、予算編成の在り方について、もう一度戦略的な事業編成、予算査定、しかし、その前にしっかりと必要なもの、足元で要るものについてはどうするかをお尋ねしたいと思います。

それで最後に、知事に対して質問をさせていただきます。

山口県政を全否定しているというお話があったのは失礼だと私は思います。山口県政を全否定しているんならば、それぞれの予算のときに私は立つわけありません。それぞれの予算はいいんですよ、今までやって立ってきたわけですから、議員としてやらざるを得ないことをやってきているわけです。

ただ、私が今回言っているのは、終わった政策の検証がどのように行われ、その結果をどのように県民に説明し、それを次へ生かされるのでしょうかという質問です。山口県政を批判しているように聞こえたのかもしれませんけど、肝はここですよ。怒って言われるような話ではないと思うんですよ。ただ単にこういうことがありましたよ、小さい観点とか、大きい観点とか、そういうまた抽象的な話ではなくて、私はこういうことが何度か幾つかあっていますけども、しっかりと政策の検証を県民に説明してもらえませんかという話ですよ。

一つの例はSAGAMADO、SAGAMADOがオープンするときに、我々は議会でかなりこれだけのお金を使って大丈夫なのか、当時の金澤課長さんが一生懸命になってやっています。そのときに私たちはお願いをしました。しっかりとした報告をしてくださいと。

今議会もそうです。勉強会のときにしっかりとした資料を農林水産部は報告の材料として我々に提示してくれています。ただ単にそれを眺めているわけではありません。我々も報告をされたその内容を見て、しっかりと頑張っていらいっしやるなというふうに思っています。これが検証であり、報告ではないんですか。

山口県政を批判しているわけでも何でもない。結果に関して、やったことに関して、検証して我々に説明をし、それを我々の口から県民に説

明をしていくべきじゃないですかと。もし失敗があれば、生かされるんじゃないでしょうかというような質問でしたので、この点について御答弁のほどよろしくお願いいたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ西久保議員の再質問にお答えします。

検証をすることが大切だという御指摘でした。いや、まさにそうであります。もちろん総合的な行政でありますから、様々な指標で検証することも大切ですし、細かな一つ一つの事業に対してその後の推移というものを見ていくことも大事だと思っています。

たまたま議員のほうから御指摘があったので、例を挙げますと、S A G A M A D O という事業です。こちらは佐賀県と佐賀市のほうで連携しながら、いわゆるサンライズパークもできますし、窓口をどうしようかという議論をして、県としての問題意識は、県は新しい佐賀の姿を、すごいいろいろな商品も出てきたので、そういうものをしっかりと売りたいなっていう思いだった。佐賀市は基本的にやっぱり伝統的な観光協会の考え方の中で、その折り合いにかなり苦労をしました。でも、それでも佐賀市のほうでも御理解をいただいて、そういうS A G A M A D O の新しい姿を、コムボックス内でやっていくという勝負をかけることにしたわけです。結果的には、先ほど御指摘いただいたように、流通・貿易課も含めて、デザイン公社も頑張って、今調子いい形になっているので、こちらのほうはそうした形でこのまま進めていいんだろうという結果です。

レトロ館の話もいただきました。御指摘のとおり、これは苦労しているといえど苦労しております。もともとこのレトロ館自体は私の前の時代からあったものではあるんです。でも、もちろん県のものでしたら、

いかにこの元警察部庁舎というんでしょか、これを生かそうかということ、維新博のときには、たしか「USEUM SAGA（ユーージアムサガ）」で使わせていただいたりとか、工夫をしてやれて、その後、指定管理者が見つかったというところまではよかったんですけど、その後は御指摘のとおりです。その後、確かに苦労しております、これはそういった意味では我々にとって、いわゆる懸案という検証結果であります。

令和十年に緑化フェアをやることにしていて、ちょうどあの周辺が大きなメイン会場、皇室も呼ぶ形でイメージしておりますので、今、全面的にあのリニューアルを、エリア全体のマネジメントを今検討しているまさに最中でありますので、そうした中で、これが議員御指摘のように生きる形で機能できるように全力を挙げていきたいと考えております。そうした形で個別の事業も検証しながら、しっかりと組み立てていきたいと考えております。

◎志波総務部長 登壇Ⅱ私のほうからは、予算査定、予算編成についてお答えをいたします。

予算編成、先ほど申し上げましたけれども、限られた経営資源の中で、最少の経費で最大の効果を発揮しなければなりません。議員のほうからは、本当に必要な予算というお話がございました。これにつきましては、現場により近い各部局において、しっかりと事業の必要性を検討した上で予算要求をされているものと思います。その上で、財政方もしっかりと査定のプロセスの中で議論して、予算を編成しているというものでございます。

私からは以上です。

◎西久保弘克君 登壇Ⅱ答弁ありがとうございます。知事とは少し融和できたかなと思っただんですけども、やっぱり検証と次に生かされるかどうか、この失敗が生かされるかどうか、これが大事なことで、やっぱり失敗を表に出すことも私は大事だと思っていますので、これについては知事もよろしくお願いしたいと思います。

ちよつと今、答えられないでしょうけど、総務部長さんをお願いします。

予算編成の在り方で必要なものはというのが、各部局と話をしていると、上げられないんですよ、枠がこれだけだから、キャップがついていて上げられないんですよ。各部局に、あなたは全体の一二・五%だよねと。去年と比べたら何%だよねという話があつて、その中で人件費も全てのものが上がっている中で削らざるを得ないんですよ。そして確かにおっしゃるとおり、戦略的な予算編成とか予算査定はいいですよ。何かにお金を投資することは大事です、大事なんですけど、まずみんなが上げられるように、じゃ、必要なものを全部上げてみてください、全部上げてみた中で話をしましょうと、振り分けましょうと。既得権益みたいな、いや、今まで三二%取ったけん、三二%取らんばいかんもんねというような部局もあるかもしれません。必要な予算を上げる部局もあるかもしれません。だから、私はもっと上げやすい、そして話の分かる——話が分かるというか、話ができる体制をつくっていただきたいと思いますが、それについて答弁を求めて一般質問を終わります。（「議会に予算は提案しよと言わな、ちゃんと。議会で決めよつとぞ」と呼ぶ者あり）

◎志波総務部長 登壇Ⅱお答えします。

予算の要求段階において一定のルールを設けること、これ自体は限りある財源を施策に有効に活用するために必要なことでありますので、これは国でも他県でも同様かと思っております。その中で、部局が必要と判断した事業につきましては、予算査定の中で議論をまいります。予算査定においては、必要性や費用対効果、全庁的な議論を通じて精査し、必要と判断すれば措置をまいります。

私からは以上です。

◎江口善紀君（拍手） 登壇Ⅱ県民ネットワークの江口善紀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、今年の夏もとても暑い夏でございました。佐賀に帰って二十数年来になりますが、毎年八月十五日の終戦の日には、私も佐賀県護国神社のほうに、戦没者慰霊祭のほうに参列をさせていただいております。今年もとても暑い中、テントの中に座って参加をさせていただきましたが、この二十年来、本当に年々、参列者の方が少しずつ減少されているなというのをつくづく実感しております。十年前、十五年前お見かけした、お会いしていた方が鬼籍に入られたりして、そういった夏の毎年のそういった思いと、平和に対する感謝と、そしてさきの大戦のことを思い返す貴重な機会となっております。

私ごとで恐縮ですが、今回、戦後八十周年に際してと佐賀駐屯地についてという二問用意させていただいておりますが、どうしてこういった質問に至ったかについては、私が議員として政治に携わる中で一番大切に思っているのは、平和をいかに実現し、保っていくかということです。もちろん我々は県会議員ではありますけれども、私が四歳と五歳のとき、父の仕事の関係で東京に住んでいた頃に家族で上野公園に

行った思い出があります。そのとき、軍歌のようなものが流れて、白い服装をした方々が何人も並んでおられて、足とか手を欠損されていらっしやるのが一目で分かったんですね。子供心にすごく怖い思いをしたことがあるんですが、振り返ってみると、あれは恐らく傷痍軍人さんだったのではないかなと思います。確かに施しを乞うような形の情景を今でもよく覚えていて、あのときはたしかランランとかンカンを見に行ったときの思い出だと思うんですけれども、子供心にすごく鮮烈に覚えております。振り返るとそれが私の人生の中で一番最初の戦争の爪痕との初めてのきっかけじゃなかったかなと思います。

だんだん年を取ってきて、小学校六年生のときに図書館で「太平洋戦争史」という本を読んで、太平洋戦争というのの始まりから終わりまで、こういった歴史だったんだというのを初めて知りました。最後、原爆を受けたり、空襲を受けたりして、ポツダム宣言までの歴史。その後に隣に「ゼロ戦物語」という本があったので、それも手に取って読んでみたら、堀越二郎技師の努力。あのゼロ戦というのがどういうふうにして誕生したのか。最後、大戦末期には特攻機として使われた、そういうふうな悲しい現実を知ることができました。

中学、高校になってNHK特集をよく見ていましたけれども、そこで戦争というものに関していろいろと思いをはせるとともに、松下電器、パナソニックを創設した松下幸之助さんの、戦争の強い弱いよりも、政治がいいか悪いかのほうがよくばど国民は幸せにも不幸にもなるという言葉に触れ、いつしか平和というものを物すごく意識しながら、大人になって政治のほうの道に進んだわけであります。

平和というのは、今の日本は大変平安ではありますが、努力をしない

と手に入らない、あるいは、何かしらのきっかけで政情が簡単に混乱してしまう、とても貴重な状況であると思いますし、その平和の状況を維持するのにはたゆみない努力がとても必要である。そして、我が国がけしかけなくても、相手がいることですので、相手からけしかけられることもある。けしかけられないためには、やはり抑止力をしっかりと持っていて、けしかけられないような努力も積み重ねなきゃいけない。そういった様々な思いがあった上で、今回、この一般質問で二問の通告をさせていただきます。真摯に質問させていただきたいと思いますので、どうか御答弁方よろしくお願い申し上げます。

では、一問目の戦後八十周年に際してであります。

今年は戦後八十年であり、戦没者の追悼と平和への誓いを新たにする節目の年であります。さきの大戦で三百万人を超える尊い命が失われ、戦後の食糧難、荒廃し混乱した中を生き抜き、今に至る復興と経済発展を支えられた先人の御労苦に心から哀悼の誠をささげ、そして、深く感謝の意を表します。

戦争の惨禍を知る世代に続く私たちは、我が国の平和と繁栄を次の世代へ確かな形で引き継ぐ責務を負っています。国際情勢が、紛争が絶えない中、我が国は独立国としての主権を守る強い意志と誠意を持って外交交渉に臨むことはもちろんのこと、同盟国と多国間の強固な安全保障関係の構築をはじめ、経済、文化、スポーツなどの国際交流を通じて、国家間の信頼と友好関係を構築していくことが大切だと思います。そして、二度と戦争の惨禍を繰り返さないとの国民的な決意を胸に、世代を超えて、国際平和の実現に向けた努力をたゆみなく続けていくことが大切だと思います。

そうした中、戦後八十年を経て御遺族の高齢化が進み、戦争の記憶や貴重な肉声は薄れつつあります。戦争を知らない若い世代への継承を怠ってはいけないと思います。

さきの大戦中、県内でも佐賀空襲、鳥栖空襲の被害を受けました。長崎への原爆投下後には、被爆された方々が鹿島市や伊万里市へ徒歩で避難されたとのことです。鹿島市の鹿島小学校には、長崎原爆の負傷者救護所が置かれ、犠牲者を悼む「平和継承之礎」という碑が建立されています。鳥栖市の長福寺には、米軍機の機銃掃射で弾痕が残る経典が伝わり、空襲の実相を今に伝えています。また、伊万里市の川南造船所跡は、太平洋戦争末期に特攻兵器「海龍」を製造した施設であり、当時約二千五百人が従事したとされる遺構の一部が今も残っています。

佐賀市主催の佐賀市平和展は、毎年八月に佐賀市立図書館で開催され、遺族による証言映像、長崎原爆の被害を伝える写真パネル、遺族が脚本を手がけた朗読劇や、特攻隊のエピソードを題材にした演劇などを通じて戦争の惨禍を伝えており、私も毎年足を運んでおります。今年の夏には新聞やテレビで多くの戦争の記憶が取り上げられ、多くの方の目に触れたことと思います。

戦後八十年に当たり、県では十月八日に戦没者追悼式を開催されますが、この追悼式の機会を捉え、中学生や高校生が御遺族に取材し、その肉声を記録、アーカイブ化する事業が今定例会に提案されています。若い世代が戦争の記憶を学び、平和の尊さに触れる機会の創出は大切な事業だと思います。戦争の記憶を風化させてはならないと改めて感じるとともに、この取組をさらに広げ、県としてたくさんの記録を残してはどうかと考えます。

これらのことを踏まえ、以下の点について質問させていただきます。
一点目、戦後八十年の節目を踏まえた戦争や平和への思いについてであります。

戦後八十年を迎え、改めて戦争や平和への知事の所見について伺います。

二点目、県内各地の戦争の記憶の把握と取材や記録、アーカイブ化についてであります。

県内各地に残る戦跡や慰霊碑を把握し、計画的に取材や記録を行い、また、戦没者御遺族のほか、戦争経験者や空襲経験者等の取材や記録に取り組んではいかがでしょうか、健康福祉本部長に伺います。

二問目、佐賀駐屯地についてであります。

令和七年七月九日、佐賀駐屯地が開設され、輸送航空隊のオスプレイが順次、木更津駐屯地から移駐をいたしました。九月七日には開設記念式典が行われ、私も出席し、中谷防衛大臣の訓示と山口知事の挨拶をその場で拝聴いたしました。

振り返れば、この十一年間は、県議会も県民世論も二分、三分する大きな課題として、議論が絶えませんでした。平成二十六年の防衛省による佐賀空港の自衛隊使用要請以降、防衛省の説明、県議会での議論、地元説明会や市民団体からの申し入れ、佐賀県と県有明海漁協、そして、防衛省の協議が重ねられてきた経緯は極めて重いと思います。山口知事もこうした経緯を踏まえ、自衛隊使用の受け入れは熟慮を重ねた判断であったと述べておられます。

一方、配備に反対する住民からは、度重なる要望にもかかわらず、住民説明会がなかなか開かれない。開かれても、年末の繁忙期に急に設定

された。知事出席の説明は一度きりであつたなど、説明が尽くされたとは言いがたいとの不満が募りました。

さらに、駐屯地建設予定地の土地所有名義者である県有明海漁協と県、防衛省による非公開の協議が続いたことで、住民には疎外感も生じました。その結果、佐賀空港は軍事利用しないという先人の思いと県の約束が損なわれたとの受け止めが広がり、防衛省が地元の声に丁寧に対応するとしながらも、度重なる説明会要請に応じない姿勢への不信感は根強い状況だと思えます。実際、開設を容認できない県民からは、工事差し止め訴訟も提起されております。

防衛省の要請から十年以上の交渉を経て、こうした駐屯地開設に至った経緯の重みを、現在は知事も、防衛省も、赴任してきた自衛隊員も真摯に受け止めているものと思えます。しかし、今後、運用が軌道に乗るにつれ、九州防衛局の担当者は福岡の庁舎へ戻り、自衛隊員も数年ごとに人事異動で交代していきます。駐屯地開設までの経緯の記憶が薄れかねない一方で、地元住民の日常生活は、この地で変わらず続いてまいります。

佐賀駐屯地では七月末から飛行訓練が始まり、九月末からは夜間飛行訓練も開始されると承知しております。運用の本格化に伴い、騒音や排水への懸念はなお尽きず、決してあつてはならないオスプレイの機体事故への不安も依然として払拭されてはいません。有明海漁業振興を目的とする基金も創設されましたが、宝の海の恵みが回復し、実際に漁業振興に資するかは、現時点では不確かであると言えます。

佐賀駐屯地が開設された中、駐屯地は安全の確保はもとより、地域住民との相互理解をどう培い、具体化していくのかは今後の課題だと思います。

ます。

同時に、駐屯地開設に至る歴史や県の判断、有明海漁協の苦渋の決断、県議会での議論といった経緯とを思いを、この駐屯地に関わる自衛隊員や県民、防衛省も佐賀県庁の職員さんにも確実に継承していくことが肝要です。

国防に地方が協力する必要性は十分認めつつも、佐賀空港の開港に際しては、軍事利用はしないを最大の約束事としてきた経緯を決して忘れてはなりません。

駐屯地が開設されて、今なお安全性の懸念を拭い切れず不安を抱く県民の声が厳然としてあることを踏まえ、次の質問に移りたいと思います。一点目、今後の佐賀駐屯地との向き合い方についてであります。

これまで述べたとおり、開設までの経緯、先人たちの思い、大切な約束、そして県民の懸念や不安を踏まえた上で、知事はこれから佐賀駐屯地とどう向き合っていくのか、改めて知事の所見を伺いたいと思います。二点目、将来的な駐屯地の拡張についてであります。

九月七日の開設計念式典に出席した際、実際の格納庫や駐機場を見ました。その運用をこの目で見てまいりました。駐機場に並べられたオスプレイは、飛行前の点検やエンジンの試運転などを行っていました。駐機場は、格納庫の目前に整備されており、そういった作業をする大切な必要な場所であります。その光景を目の当たりにし、今後について想像を働かせてみました。つまり、改めて駐屯地の拡張なしに、目達原駐屯地のヘリ約五十機を受け入れるのは、これは可能なことであろうか、現実的ではないと非常に感じました。

そこで、将来的な駐屯地の拡張に懸念を抱かざるを得ないと思います。

改めて県の現時点での認識を質問させていただきたいと思います。

以上、今回は二問であります。どうぞ誠意を持つての御答弁を期待し、一回目の質問とさせていただきます。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ江口善紀議員の御質問にお答えします。

まず、戦後八十年に際しまして、この節目における戦争や平和への思いについてお答えします。

八十年前のさきの大戦では、ふるさとの行く末を案じ、家庭の無事を願いながら、戦場で命を落とした方々、終戦間際まで続いた空襲の犠牲となられた方々など、大変多くのかけがえない命が失われました。残された御遺族は、癒えぬ悲しみを胸に、戦中戦後の長く困難な道のりを歩んでこられました。

戦争がいかに悲惨なものなのか、さきの大戦が物語っております。しかしながら、世界ではいまだ戦争が絶えず、痛恨の極みであります。戦争は決して起こしてはいけません。

戦後八十年を迎え、終戦時に二十歳だった方も百歳になり、戦争の記憶を未来につないでいく線が細く薄くなってきております。非常に切実な状況にあると認識しています。

県遺族会の西田会長からは、最近の子供たちは、戦争は広島と長崎と沖縄でしか起きていないと思つていられるというお話も伺いました。

私が恐れていることは、人々が平和に慣れ、平和を当たり前と思うことで、大切なものを忘れていくことであります。

去る七月十四日に、白磁の巨匠であります人間国宝の井上萬二先生が九十六歳で亡くなりました。先生は、海軍飛行予科練習生として特攻隊の先輩たちを何人も見送った経験を通して、平和の尊さや戦争の悲惨

さを伝えてこられました。また一人、戦時を知る貴重な語り部を失ったと思います。

戦争を経験した多くの方々の記憶や思いを伝承していくこと、年々細くなつていく線を未来へつなげていくことは、今を生きる私たちの使命であります。

戦後生まれの方が国民の約九割に迫る中、高齢化が進んでいる御遺族の皆さんの思いを深く受け止め、これまで二十年ごとに開催していた佐賀県戦没者追悼式を十年前倒しで今年開催することといたしました。

戦没者追悼式は、今を生きる多くの御遺族の生の声を聞くことができ、貴重な機会です。また、さきの大戦では、戦地に赴いた方、空襲を経験された方など、大変な御苦労された様々な方々がおられます。こうした方々がつないできた平和への思いという線を途切れさせず、未来へつなげていくことがとても大切であります。

そうした思いから、追悼式、そして別の機会も設けて、中高生が戦争の記憶などの体験談を直接聞いて、今しか残せないかけがえない声をアーカイブ化することとしたものであります。

江口議員から子供の頃の傷痕軍人とお話などがございました。江口議員は、私より若干若いと、私がちょうど今六十歳となったわけでございます。我々と言いますが、我々のような戦後生まれなだけけれども、戦争の傷痕だったり、戦争に関する声をじかに聞いてきた世代が果たすべき役割は、今、大変大きいものだというふうに認識したいと思つています。

平和は何よりも大切なものです。未来に託すべきは争いではなく、平和を願う気持ちです。戦争を経験した皆様の気持ちを深く受け止め、節目となる大切な事業を進めていきたいと考えています。

続きまして、佐賀駐屯地について、その向き合い方について改めてお答えします。

佐賀空港の自衛隊使用要請に当たりましては、国防は重要であります。その負担は国全体で分かち合うべきものと認識しつつも、県民の安全・安心に関わる重要な課題であったことから、この要請に関して正面から、そして真摯に向き合い、十年以上の時間をかけて一つ一つ丁寧に対応してまいりました。

真摯に向き合い、関係する全ての皆様と積み重ねてきたことが今につながっていると思います。これまで積み上げてきたものは決して忘れてはなりません。

振り返りますと、平成二十六年七月の要請以降、県民の皆様から様々な御意見や心配の声をいただいております。こうした声や県議会での議論なども踏まえて、県民の安全・安心の観点を中心に、環境への影響や、漁業、農業への影響、民間空港としての佐賀空港への影響などについて、防衛省との質問、回答のやり取りを重ね、平成二十九年五月に論点整理素案という形で公表いたしました。

また、佐賀空港建設に当たり、県と佐賀県有明海漁協との間で様々な議論を経て締結された公害防止協定の中の覚書付属資料に「佐賀空港を自衛隊と共用する考えは持っていない。」という約束がなされたことについては、私も大変重く受け止めながら、議論、検討を重ねてまいりました。

このように、様々な論点について検討し、熟慮に熟慮を重ねた結果、平成三十年八月、防衛省からの要請を受け入れることと判断したわけでございます。

その後、有明海漁協の西久保組合長をはじめ、多くの漁業者の皆様と向き合い、協議を重ねる中、令和四年十一月、漁協の総意として、空港を自衛隊と共用できるとする大変重い苦渋の決断をいただいたわけです。そして、これまでの間、県議会でも多くの厳しい御意見をいただいております。真摯に向き合い、一つ一つ丁寧に議論を積み重ねてきたと私は考えています。そして、それが今に生きていると思います。

こうしたこれまでの経緯や関わってこられた方々の思いは、これから大臣をはじめ、防衛省、自衛隊関係者、参列した多くの出席者の前で、改めて私はその旨を申し上げます。江口議員のおっしゃるとおり、この思いを今後は継承し続けなければいけないと思います。

これまでも、そしてこれからも飛行の安全は何よりも大切です。佐賀駐屯地と県民との信頼関係の基盤となるものであり、駐屯地の皆様には慎重にも慎重を重ねて安全を最優先に対応していただきたいと思います。何事にも一〇〇％安全という安全神話は存在しません。安全性については常に追求し、小さなことでも共有する真摯な姿勢が大切です。佐賀駐屯地におかれましては、初心を忘れず、安全を第一に丁寧に対応していただくことで地域に愛され、頼られる存在として、互いに敬意を持って共生していく未来志向の一つのモデルケースのような形になってほしいと思います。

私自身、これまで丁寧に積み上げてきたものがどういう形で運用されていくのか、引き続き注視し、また、これまで同様、様々な意見を踏まえながら、県民の安全・安心を最優先に、これからも丁寧に、そして、真摯に向き合っていきたいと考えています。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私には、佐賀駐屯地について、将来的な拡張と
いうことでお尋ねがございました。

まず、目達原駐屯地のヘリコプター約五十機の佐賀駐屯地への移駐に
つきましては、平成二十六年七月の防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用
要請の際、オスプレイ十七機の配備だけではなく、周辺の市街地が進む
目達原駐屯地から新たに設置する駐屯地へ移駐させる旨、説明がありま
した。

では、この目達原駐屯地からの移駐がいつになるかということにつき
ましては、今年三月の佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会におきま
して、九州防衛局の企画部長は、駐屯地の施設整備の状況を踏まえて検
討することとなっており、現時点ではまだ決まっていないという趣旨の
答弁をされています。

それから、駐屯地の拡張ということで申し上げますと、令和三年三月
の特別委員会におきまして、参考人として招致されました当時の防衛省、
岩元大臣官房審議官は、「新たな施設の設置を念頭に置いた駐屯地の拡
張は考えておりません。」と答弁をされています。また、有明海漁協か
らの要請を受けまして、令和四年十一月に防衛省が購入の意思を示して
いる駐屯地西側の土地につきましても、同じく令和三年三月の特別委員
会におきまして、岩元審議官は、「施設整備は行わずに訓練のための用
地として取得することが検討の対象となる」と答弁をされています。し
たがいまして、県としましては、駐屯地西側の土地について、防衛省が
駐屯地の拡張を前提として購入するものではないと受け止めております。
さらに申し上げますと、オスプレイの移駐に最低限必要な施設が完成
しまして、佐賀駐屯地が開設された現在におきましても、防衛省の整備

計画に格納庫の増設や駐機場の拡張などは予定されておりません。改め
てにはなりますが、現時点で防衛省から駐屯地の拡張に関する構想や決
定した計画があるといったことは伺っておりません。

駐屯地に駐機される機体の管理、それから、格納庫や駐機場などの施
設の運用につきましては、これは防衛省が責任を持って行うものでござ
います。防衛省には、安全を第一に周辺環境へ十分配慮しながら運用し
ていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎種村健康福祉部長 登壇Ⅱ私からは、戦後八十年に際しての県内各地
の戦争の記憶の把握と取材や記録、アーカイブ化についてお答えをいた
します。

戦後八十年を迎え、人口の約九割が戦後生まれとなりました。戦没者
の妻の方々は平均年齢が約百歳、それから、遺児の方々は八十歳を超え
ていらつしやいます。戦争の悲惨さを経験し、平和を強く願う御遺族の
話を直接伺う機会は限られてまいりました。

戦争の記録は、戦後様々な形で残されていますが、これからの時
代を担う若者が心から平和の大切さを実感し、自分たちで考え、自らの
言葉で同じ世代、次の世代へ発信してほしいという思いから、平和への
思いを未来につなぐための事業に取り組みたいと思っています。

この事業では、県内の中高生が十月八日に開催します佐賀県戦没者追
悼式で御遺族を自ら取材し、映像記録として保存するアーカイブ化に取
り組みます。このほか、県内の戦跡や慰霊碑がある地域の取材と記録も
計画をしております。取材先は、地域に偏りが生じないように全県的に
把握に努めたいと思います。五年間の取組を考えておりますので、計画

的に実施をしていきたいと思っています。また、戦没者遺族だけではなくて、出征した方、それから、空襲を経験された方々にも追悼式とは別に機会を設けて取材し、記録したいと思っています。

県遺族会では、先月八月九日に「平和の語り部」佐賀県大会を開催されました。この様子を収録したDVDを作成いたしまして、県戦没者追悼式のときに御遺族の代表の方から高校生の代表に手渡ししていただきますとともに、県内の中学校や高校にも配布をしたいと思っています。戦争を経験してこられた様々な方の記憶や平和への思いを聞き取り、しっかりと記録して残し、それを中高生などの次の世代に確実につないでいくよう取り組んでまいります。

以上でございます。

◎江口善紀君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

戦争の記録に関する御答弁ありがとうございます。今おっしゃったような形で、ぜひ広い範囲で、そして、偏りのないように、いろいろな形で貴重な証言のアーカイブ化に佐賀県としても取り組んでいただきたいと思います。

今回いろいろな情報を調べたら、サガテレビさんでも、あるいはいわゆる生協、コープのほうも独自に、佐賀県内のいろんな戦争遺構や、そういった話を小さい動画にしてコープのホームページに載せたり、様々な地域で様々な事業者が、様々な個人の方々が戦争の遺構の保存に取り組まれている中で、私も一度、県の取組もより一層力を入れてほしい、そういういった思いで質問させていただきました。その事業をこれからぜひ見守っていききたいと思っておりますし、期待をしているところであります。再質問につきましては前田政策部長にお尋ねしたいと思っております。

私は、今この県議会のテレビのユーチューブの中継とともに、文字化をしてUDトークで傍聴席にある画面と同じものが県議会のホームページから見られるのをiPadで見ながら議会に参加しております。

その中で先ほどの答弁もここにスクリーンショットでメモの形で取らせていただいているんですけども、前田政策部長の御答弁の中で、将来的な駐屯地の拡張についての私の質問に対する答弁の中で、改めてはなりますが、「現時点で防衛省から駐屯地の拡張に関する構想や決定した計画があるといったことは伺っておりません。」と今答弁をいただきました。

行政の中でよくあるこの「現時点で」という言葉の使い方や解釈に、私も非常に関心を持っております。つまり、このことをお伝えしたときに、県民の方から、じゃ、将来はどうなるんだということをよく聞かれますし、じゃ、本当に将来そういったことがないのかと言われると、いや、そうではないらしいという曖昧な表現で私もお伝えすることが多々ございます。この「現時点で」ということは、将来にわたってもないということの意味しているのか、それともあくまで現時点であって将来に関してはどうなるか分からない、あるいは状況次第では変わるかもしれない、そういったことまで含めているのか。大変細かいことで恐縮ではありますが、今回の答弁で使われた「現時点で防衛省から駐屯地の拡張に関する構想や決定した計画があるといったことは伺っておりません。」というのは、状況が変われば、将来的には拡張の計画などが持ち上がってくることも可能性としてはあるというふうに理解していいのか、その点についてだけ再質問をさせていただきたいと思えます。御答弁方よろしくお願いいたします。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ再質問にお答えいたします。

現時点ではというところでございますけども、まずもって駐屯地の運用につきましては、部隊の効率的な運用、それから、維持管理といったことを踏まえながら防衛省において判断をいただくということになります。この件に関しまして、私どものほうで何か考えているものがあるわけでもございませんで、あくまでも防衛省からの説明を伺うという立場でございます。

そういった中で、現時点で確定的に何かがあるわけではないという趣旨でございます。じゃ、将来的に何かあるのかということも含めて現時点ではそういうものはないということでの御答弁ということでございます。

以上でございます。

◎江口善紀君 登壇Ⅱ手短に再々質問を。

日本語の使い方は非常に微妙なところ、機微を交えて御答弁を正確な答弁をしようと、とても誠意ある答弁ありがとうございました。

今格納庫が三つあり、そして、目の前に十二ヘクタールの駐機場がある、西側のほうは工事に際したときの臨時の貯水池がありましたので、これをこれから埋め立てて駐機場に整備するというふうの説明を伺っております。十二ヘクタールは十七機のオスプレイを運用するには十分ではありませんが、その二倍以上の五十機の目達原駐屯地のヘリを格納庫の中ではなくて駐機場に夜も置いてカバーをかける、そういった運用は、目の前は海であります、海風にさらされることは、さびの原因、機械の故障、については事故の原因になるので、その運用は大変合理的ではないのではないかという指摘を今まで参考人招致で防衛省が県議会にお越し

いただいたときも何度も同じような議論をさせていただきました。

もしも将来的にやはり目達原の五十機を移駐することを具体的に計画や検討した際に、やはり機体の保安上のためには格納庫が必要であるとか、あるいは運用するために駐機場がさらにやはり必要であるという結論に至った、変更になったということも想定されるんじゃないですかということも申し上げておきました。目達原駐屯地の五十機が、もしも佐賀空港に移駐されると、防衛省の今の説明のやり方であれば、私は非常に機体の不具合や事故につながるゆゆしき運用、非常識な運用の仕方だと思っております。本当にこの状況で西側の今の埋め立てられる予定の三、四ヘクタールの駐機場に五十機も並ぶようなことがあったら、私はこれは本事故につながるおそれのある、逆にとても認められない状況だと思っております。

なので、本当に五十機を移駐するのであれば、私は予言者ではありません、未来のことは分かりませんが、いずれ第二次というか、佐賀駐屯地をやはり拡張するというふうな話を将来的に防衛省から切り出されるんじゃないかというふうに思っております。もしくは目達原の五十機を移駐するというのを、部分的に移駐するとか別の形になる、そういったことだったら分かりますが、今の防衛省の計画にあるような五十機の移駐を実現するためには、拡張する以外に非常に現実的ではないと私は思っており、予言したいという思いであります。

それともう一つは、今度環境アセスメントの問題がまた出てくると思います。

今三十四・数ヘクタールということは、もしも第二期の計画が出た場合は、今度は環境アセスメントはどうなるんだ、そういった課題がまだ

出てくると思います。

そういった意味で、将来的にどのような防衛省の申し出があるかどうか分かりませんが、現時点でおっしゃいますが、もしもそういった将来的に防衛省から拡張の申し出を受けた場合は、その際は環境アセス等を含めて県はどのような対応が考えられるのか。その点について、もし可能であれば、政策部長に答弁を求めて私の再々質問とさせていただきますと思います。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ再々質問にお答えいたします。

まず一点目ですけども、いわゆる機体の塩害も含めてということで御質問いただきました。

防衛省はこれまで、議員からも御案内ありました令和四年の住民説明会等での同ような質問に対して、駐屯地内で機体を洗浄するための施設、いわゆる洗機場と言われるものですね、こういったものの設置やカバーによる機体の保護、こういったことにより、屋外の駐機であっても適切に機体を管理できると、そういう駐屯地もありますよということでございます。

防衛省の令和八年度予算の概算要求を見ますと、佐賀駐屯地の洗機場の整備に係る予算、こういったものが予定をされておりますので、防衛省のこれまでの説明については、そこはないのかなというふうに考えております。

次に、環境アセスメントの件です。

環境影響評価において、複数の事業の造成面積を合算するかどうかということになりますが、すなわち複数の事業に一連性があるかどうかの判断ということになります。事業の目的が同一であり、かつ構想及び決

定の時期が同一か否かなどにより、総合的に判断するものとされております。

仮に将来におきまして駐屯地の拡張が計画される場合ですけども、環境アセスメントの実施の可否につきましては、事業の目的や構想、決定の時期などの状況を見て、その時点で総合的に判断することになると考えております。

少なくとも、現時点で防衛省から駐屯地の拡張に関する構想や決定した計画があるといったようなことの説明は何っておりませんので、県が環境アセスメントの要否を現時点で判断する段階にはないと、このように考えております。

私からは以上です。

◎副議長（八谷克幸君） 暫時休憩します。

午後三時二分 休憩

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより、会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎八谷克幸君（拍手） 登壇。自民ネクスト会派の八谷克幸でございます。今日は五項目について通告をいたしておりますので、順次質問をしてまいります。

猛暑、物すごく暑い日が続きましたが、今、雨がまたずっと九月に入ってから降っておりますと、ウルチ、大豆が倒伏を始めております。何とか持ちこたえて、いい出来秋をということで期待をいたしております。

それでは、早速質問に入ります。

一項目めは、吉野ヶ里遺跡の保存と活用についてであります。保存と活用というよりも、むしろ発掘品の仮収納、収蔵品の展示の在り方について質問をしてまいります。

これまでも紹介させていただきましたが、吉野ヶ里遺跡といえ、神埼高校で長年教鞭を執り、自転車で、しかも手弁当で調査を続けられ、その存在を全国にいち早く知らしめた七田忠志先生の姿が心に浮かびます。先生は昭和九年、吉野ヶ里一帯には日本の歴史を書き換える重要な遺跡が埋もれているとの論文を発表され、考古学界に衝撃を与えられました。先生が残された古代文化の親衛隊という言葉は、古代の遺産を守り、後世に伝えるという使命感の象徴であります。私も微力ながらその志を受け継ぎ、吉野ヶ里遺跡の本物の価値を未来へと引き継ぎたいと考えております。

現在、吉野ヶ里遺跡の存在を向上させる二つの大きな動きがございます。

す。

一つは、県と株式会社スノーピークが令和八年春の開業に向けて進めております吉野ヶ里歴史公園内の新感覚の体験エリアであります。新たに誕生いたしますキャンプフィールドや宿泊施設、飲食施設は、来園者にとって魅力的な滞在空間となり、来園者はアウトドア体験を楽しむと同時に、吉野ヶ里遺跡に触れることでその歴史的価値を体感することができ、歴史公園を拠点として新たな人の流れが生まれ、その効果が地域全体に波及することに地元神埼市、吉野ヶ里町の商工会をはじめ、観光商工団体などではその新しい展開に大きな期待を寄せられております。

また、吉野ヶ里公園駅北側一帯には、役場庁舎、図書館、コミュニティセンターなどの吉野ヶ里町の主要公共施設の建設や、吉野麦米、フォレストアドベンチャーなどの民間施設も展開をされております。

そして二つ目は、日吉神社跡地、いわゆる謎のエリアの発掘調査であります。いよいよ今月下旬から謎のエリアとその隣接する区域の発掘調査が始まります。これまでに石蓋に線刻を持つ石棺墓や国内最古級の青銅器鋳型の出土など全国から注目を集める重要な発見が相次ぎました。今回はどのような発見があるのか、非常に楽しみにしております。

このようなすばらしい動きがある一方で、吉野ヶ里遺跡の歴史的価値の高い出土品について、吉野ヶ里歴史公園の来園者に本物を見もらうことができないという現状は、私は大変残念でなりません。吉野ヶ里遺跡の発見以来、継続して行われてきた発掘調査では、かめ棺をはじめとする膨大な数の出土品が発掘されております。これらの出土品は、歴史公園内にある発掘調査事務所の倉庫では収蔵し切れず、旧神埼保健所や

神埼清明高校の畜産棟を転用した横武収蔵庫にも分散して保管をされており。出土品は、長崎自動車道や嘉瀬川ダム建設などの各種開発に伴う文化財調査によるものも含め、その量は収納用コンテナ約五万箱を超えていると聞いています。これら収蔵庫とは言えない仮の収納スペースは既に限界に達しており、収納コンテナの中の出土品を隙間なく並べたり、二つのコンテナを一つにまとめる再整理を行いつつ、コンテナ数を削減してスペースを捻出していると聞いております。

加えて、これらの収蔵庫は建築から相当な年数を経過し、老朽化が著しい状況にあります。また、きちんとした収納環境に収蔵すれば国の重要文化財に指定されるものが数百にも及ぶだろうと言われているにもかかわらず、収蔵環境の稚拙さゆえに吉野ヶ里の遺物の価値さえ正當にアピールできないこと自体、じくじたる思いであります。このように、日本を代表する世界に誇る吉野ヶ里遺跡の出土品は、貴重な文化財であるにもかかわらず、現在のこの収蔵状況はあまりにもよくありません。

平成元年のあの吉野ヶ里大フィーバーから三十六年がたちました。これまで公園の配置図の中に博物館予定地と示され、その計画はこの間、手つかずで時間が経過いたしました。この収蔵環境の改善は待ったなしの喫緊の課題であり、早急に取り組むべきであると思います。

そこでまず、吉野ヶ里遺跡の発掘調査の状況と今後の展開についてお尋ねをいたします。

調査再開後、四年目に入る吉野ヶ里遺跡の発掘調査は、謎のエリア西側を対象として実施すると聞いておりますけれども、石棺墓の発見、報道以降、どのような成果が上がったのか。また、吉野ヶ里遺跡では、調査再開に伴い情報発信事業を展開し、吉野ヶ里遺跡のすばらしさを全国

にアピールすることができたと考えますが、今後はその施策をどのように展開していくのかお尋ねをいたします。

次に、吉野ヶ里遺跡出土品収蔵施設の整備についてお尋ねをいたします。

国の始まりをほうふつとさせる遺跡の展示場が、プレハブの状態ではお粗末極まりありません。私のこれまでの質問に対し知事は、従来の博物館といった施設と決め打ちするのではなく、例えば、出土品の収蔵状況をそのまんま見せる施設とか、調査員が作業しているリアルな姿が見られたり、いわゆるT H E博物館ではない吉野ヶ里ならではの見せ方を考えたいと答えられております。

私は、さきの二月議会の一般質問で県の財政状況について質問いたしました。その中では、財政の健全性について指摘してきたところであります。国スポ・全障スポが終わった今が財政的にもチャンスとっております。さきに発表された二〇二四年度決算でも、将来負担比率や実質公債費比率が一部悪化したものの、財政の健全性は保たれていると公表されたところであります。特に昨年より三七・九%減額となったものの、実質収支が六十億一千六百万円と、これまでも指摘してきた県財政の実質収支の額が多過ぎて、毎年その二分の一を財調に積み立てとなっております。

そこで、発掘品の収蔵がプレハブの展示場ではなく、今こそ機を逃さず、国の始まりをほうふつとさせるとされている吉野ヶ里遺跡の全容が分かる施設、いわゆる見せる収蔵庫みたいなものの検討に着手をすべきと思うが、知事はどう考えられるのかお尋ねをいたします。

次に、二項目であります。県立高校における福祉学科の新設につい

てお尋ねをいたします。

先日、厚生労働省から発表されました今年の百歳以上の高齢者は九万九千七百六十三人、約十万人となったとのことでありました。統計が取られ始めた昭和三十八年には、この百歳以上人口が全国で百五十三人であったことからしますと、約六十年で想像以上の高齢者の増加であります。

また、今年四月一日現在の六十五歳以上人口は総務省の概算値では三千六百二十四万三千人となり、総人口の二九・三％、約三割で、実に国民の三人に一人が六十五歳以上となる数値であります。この急速な高齢化の進行は、社会保障、経済、労働市場など、多岐にわたる分野に影響を与えると予測されております。この六十五歳以上の高齢者のうち、要介護、要支援の認定者数は六百八十二万人で、これも平成十二年度からこの二十五年の間で二・七倍の増加となっております。

今、佐賀県におきましても、いわゆる団塊の世代が七十五歳以上となり、高齢者の著しい増加で県内の高齢化率は一気に増加し、介護人材の確保は喫緊の課題であります。

地域の皆さんが高齢になっても、住み慣れた地で心地よく暮らし続けていくためには介護サービスの充実は必要不可欠であり、介護人材の安定的な確保は極めて重要であります。しかしながら、生産年齢人口の減少、他産業との人材獲得競争、都市部への人材流出などにより介護人材の不足が続いており、介護現場では他の現場からの中途採用や外国人の採用といった多様な人材を受け入れておられると聞いております。

私自身も脊振町で知的障害者五十二人の施設運営に関わっておりますが、まさに介護人材の採用がままならなくて、間もなく外国人に頼らざるを得ない状況にあります。

必要な介護人材を確保し続け、円滑に施設運営を行うためには、多様化する人材、先ほど申し上げました中途採用でありますとか外国人の採用など、そういった人たちのマネジメントや、これまで以上に複雑高度化する介護現場に対応できる、福祉に関する高度なスキルを備えた人材の養成も必要であります。

現在、県内の高校での福祉系の教育は総合学科で行われていると聞いております。しかしながら、専門学科の福祉ではないにもかかわらず、国家試験者数や福祉医療系への進学者数、介護職就職者数は佐賀の県内高校の福祉教育が成果を上げていると聞いております。それは、佐賀の子供たち、あるいは地域に福祉を大切にしている文化がある、福祉科教諭の経験年数が成熟しているなどの指摘もあり、県内でこの成果が出ているうちに福祉学科を新設すべきであると思います。

今後、佐賀で働く福祉の管理者が必要であり、福祉をマネジメントする人材をいかに確保するかが問題であると思います。福祉は、介護人材だけではなく、視覚や聴覚障害、知的障害の分野や家庭福祉、困難を抱える女性支援など、幅広く福祉人材を確保する必要があります。例えば、手話や点字、視覚障害及び知的障害のガイドヘルプなどを提供できる介護人材が求められております。そして、この福祉人材の確保は、他県から呼び込むことは困難であり、佐賀県は佐賀県内での人材の育成が急務であります。まさに地育地働、地域で育て、地域で働くということであります。県立高校はこうした人材を養成する基盤の一つであり、介護人材確保につなげるために学びの充実が求められていると考えております。そこでまず、県内の現状についてお尋ねをいたします。

九州・沖縄八県で県立高校に福祉科が設置されていないのは佐賀県だけですが、介護人材を養成する県内の高等学校の現状はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

次に、福祉人材養成における学びの充実についてお尋ねをいたします。県立高校に福祉学科を設置することで、福祉人材を養成するための学びが充実すると思いますが、県教育委員会としてどのように考えているのかお尋ねをいたします。

三項目めは、農業問題であります。

乾田直播、直まきと言ったほうが分かりやすいと思いますけれども、乾田直まきをはじめとした稲作の省力化技術についてお尋ねをいたします。

農村で農業生産活動が行われることによる多面的機能は、食料の生産はもとより、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承などなど、様々な効果が挙げられていることは周知のとおりでございます。また最近では、農業従事者は非農業従事者に比べ、医療費、介護費ともに低い傾向があることが分かっており、医療、福祉にも大きな効果があると言われております。

本県では、これまで多くの水田で圃場整備が実施され、また大規模な共同乾燥施設を活用して、米や麦、大豆を中心とした生産性の高い水田農業が展開されてまいりました。

現在、米については需要が逼迫し、食料の安全保障の確保が大きな関心事となっておりますが、私は食料の安定供給のためには、地域を担う農業者の確保、育成と併せて、農業・農村の基盤となる農地や農業集落の維持が大変重要だと考えております。

ところが、今、様々な多面的機能を持つ農業現場が危機的状況にあり、この国土、農地を一体誰が守っていくのかということを国民全体で考える時期に来ていると思っています。水田農業を担っている農家戸数を見てみますと、全国の基幹的農業従事者数はこの約二十年間で半減しており、平成十二年、二〇〇〇年の二百四十万人から令和六年、昨年、二〇二四年には百十一万四千人まで減少し、しかも、このうち六十五歳以上の農業従事者が七十九万九千人と、全体の七一・七％となっております。今月十日に日本農業新聞から発表されました十年後の耕作者が未定の農地は十七都府県で五割を超えるとされ、東京、大阪を除けば、特に中山間地を抱える徳島県、香川県などが五割を超えていると発表されました。佐賀県は二七・七％と全国平均の三一・七％を上回る結果ではありませんが、平成二十二年に約二万五千戸あった県内の農家数は令和二年では約一万九千戸になっており、この十年間で約六千戸以上が減少しております。この農家戸数の減少により、生産現場では、担い手不足、さらには農作業のオペレーター不足も進んでおります。

そうした中、水田農業を維持していくためには、省力化技術の導入を進めていくことと再生産可能な米価が適正に維持されることが重要であると思います。中でも麦や大豆よりも多くの手間がかかる稲作の省力化を一層進めていくことが必要だと考えており、特に稲作の作業の中でも育苗から田植えまでには多くの手間がかかることから、その作業を大きく省力化できる乾田直まきという技術に私は注目をしております。

この乾田直まきという技術は、これまで初期生育が安定しにくく、発芽、苗立ち率の確保が困難、あるいは雑草対策などの栽培上の問題があり、普及拡大が難しいと聞いておりましたが、近年では、国の農研機構

や、福岡県、栃木県、県内では鳥栖市やみやき町などの大規模農家で導入が広がりとつあると聞いております。

また、国を中心にスマート農業が推進され、ドローンを活用した直まき、病害虫防除など、稲作における省力化の技術は進んでおり、これらを導入する農家が増えてきております。

現在、米価は高騰しておりますが、今後の需給によって価格がどうなるか見通せない状況であり、このような中、将来にわたって集落機能を有する水田農業を維持していくためには、担い手不足に対応した省力化技術のさらなる推進は極めて重要であると考えます。

そこでまず、乾田直まきの取組についてお尋ねをいたします。

生産者の高齢化が進む中で育苗や田植えなどの作業を省力化するため、今こそ乾田直まきを強力に進めるべきだと私は考えます。

乾田直まき普及に向けて、県としてどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

次に、稲作における省力化技術についてありますが、稲作の省力化技術の普及に向けて、県としてどのようなことに取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

次に四項目めは、国道三十四号鳥栖―神埼間のバイパス化についてお尋ねをいたします。

県東部地域の発展を今後も持続させていくためには、経済・産業の大動脈であり、本県の東西軸である国道三十四号の整備は不可欠であります。特に、現在整備が進んでおります吉野ヶ里歴史公園では新たに民間活力を導入した官民連携による施設の建設が進んでおり、また、発掘がされた我が国のクニの始まりとされている古代遺跡をもっともっと広く

全国あるいは世界に向けて発信するためにも必要であり、さらにSUMCOやアサヒビールの進出などのためにも国道三十四号の整備が望まれます。

国道三十四号鳥栖―神埼間は特に交通量が多く、主要な交差点を中心に交通渋滞が慢性化、追突事故などの交通事故も多く発生していることから、渋滞解消を求める地元の強い声があります。また、交通渋滞は沿線企業の経済活動にも支障を来すものであり、企業を誘致するために、現地説明などの際、国道三十四号の渋滞状況を見て、企業が進出をためらうような事例があつたとも聞いております。

こうしたことから過去においては、東部地区の県議会議員の有志で組織する「R34佐賀東部地区整備促進議員連盟」を立ち上げ、当時の鳥栖、三養基、神崎市郡選出の県議で勉強会を開催し、それらをまとめ上げ、国道三十四号鳥栖―神埼間のバイパス案を作成した経緯もあります。先日、沿線市町の市長、議長で構成をいたします「国道三十四号（鳥栖―神埼間）整備促進期成会」の通常総会にも出席をいたしました。その期成会においてもバイパス整備を国へ求めていくという方式は変わりありませんでした。

このように、国道三十四号鳥栖―神埼間の整備については、沿線自治体からの期待も大きいと考えておりますけれども、いまだ整備の道筋が示されていない状況であります。

国道三十四号鳥栖―神埼間について、現在の取組状況と県としてどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後の五項目めです。東脊振インターチェンジと九州佐賀国際空港を結ぶ自動車専用道路の整備についてお尋ねをいたします。

近年、近隣諸国によります領土・領空・領海への侵犯状況を見てみますと、改めて国土防衛について考えさせられるところがあります。また、気候変動により頻発化、激甚化する豪雨災害や地震、台風などの大規模災害、さらに今後高い確率で発生が懸念をされます南海トラフ巨大地震などへの対応が迫られているところでもあります。

災害時における県内の航空輸送拠点を見ますと、陸上自衛隊目達原駐屯地と先日開設された佐賀駐屯地の二カ所があります。平成二十八年に発生した熊本地震の際には、九州自動車道や鉄道が不通となり、救命救急や復旧支援活動に九州佐賀国際空港を利用した航空輸送が大いに活躍したと聞き及んでおります。

先日、佐賀駐屯地が佐賀空港に開設されましたが、吉野ヶ里町に所在する目達原駐屯地のヘリコプター五十機、約五百名から六百名の部隊も移駐することになっております。先ほど江口議員の質問にもありました移駐の問題がございます。目達原駐屯地は補給処としての機能は残りますものの、多くの隊員が動くことで、吉野ヶ里町では人口が減少し、税収や基地交付金、あるいは施設周辺整備交付金の減少など、今後のまちづくりの影響が懸念されているところであります。

こうしたことから、国土防衛と防災の観点で目達原駐屯地と九州佐賀国際空港とのアクセスを強化することが必要だと考えております。実現いたしますと、県内のみならず、九州全体の防災機能向上やSUMCOやアサヒビールの新工場建設が進む県東部地域の産業や観光振興にも大きく寄与するのではないかと考えます。

防衛・防災上の緊急時に交通渋滞で出動できないことはあってはならないことであり、今改めて長崎自動車道の東脊振インターチェンジから

目達原駐屯地を経由し、九州佐賀国際空港に至る自動車専用道路が必要と考えますが、県はどのように考えているのかお伺いをして、一回目の質問を終わります。

◎山口知事 登壇Ⅱ八谷克幸議員の御質問にお答えします。

まず、吉野ヶ里遺跡の発掘調査の状況と今後の展開についてお答えします。

吉野ヶ里遺跡は、魏志倭人伝に記された邪馬台国をほうふつとさせる日本最大級の弥生時代の環濠集落跡です。日本を代表する弥生時代の遺跡として国の特別史跡に指定されておりまして、学術的な価値の高さはもちろん、その知名度の高さも随一であります。まさに世界に誇る佐賀の宝であります。

吉野ヶ里遺跡の重要性をさらに明らかにすべく、謎のエリアの発掘調査、そして、学術的研究を継続して実施しております。

令和四年から開始した謎のエリアの発掘調査は、今年で四年目を迎えます。全国的な話題となりました弥生時代後期の石蓋に線刻が施された石棺墓は様々な調査分析を行い、新たな発見がございました。

具体的に言いますと、この赤色顔料は赤鉄鉱と硫化水銀が混じったものであることが分かったこととか、石棺内の土壌にリン酸が含まれることで人体埋葬の可能性が極めて高いことが分かったこととか、様々なことが分かったわけです。そして、昨年七月に将来の解明を期待しつつ、保存のために埋め戻しを行いました。

その後、本年四月に石棺墓の精巧なレプリカを作成し、プロジェクトショウマッピングを駆使した解説を加えて、吉野ヶ里遺跡展示室で公開しています。来園者からは、視覚的に分かりやすいと高い評価を受けて

おります。

そして、今後ですが、九月下旬から始まる発掘調査では、弥生時代前期の環濠や青銅器製作工房など吉野ヶ里遺跡がどのように発展したのかを解明するためのさらなる発見が期待されていて、県の文化財保護・活用室に聞くと、その発見には自信があると申し添えておりました。また、話題となった石棺墓の周囲には墳墓の痕跡も確認されておりますので、この石棺墓に続く重要な発見があるのではないかと、こちらも大きく期待しております。

また、弥生時代の代表的な史跡を持つ鳥取県、そして、岡山県と共に、三県連携した「クニのはじまり」共同研究プロジェクトに着手することとしました。弥生時代の研究をさらに深め、吉野ヶ里遺跡の価値をより多くの県民、国民に発信するイベントを実施したいと考えております。続きまして、吉野ヶ里遺跡に関する施設整備についてお答えします。

長年にわたって実施された吉野ヶ里遺跡の発掘調査では、弥生土器や前漢時代の中国製の銅鏡など、出土品を保管するコンテナに換算して約二万箱の膨大な出土品を発掘してきました。それらの出土品は学術的価値は高いものの、吉野ヶ里遺跡から離れた収蔵庫に分散して収蔵されておりまして、いわば眠っている状態でございます。価値ある本物の出土品でありますので、多くの人に現地で見てもらいたいという思いは八谷議員と同じであります。これまでも議員から長い間、博物館を造ってはどうかという御提案をいただいております。私からも資材価格、労務費の高騰など様々な課題があつて、いわゆる財政的側面から国費の投入も含めて、いいタイミングがあつたらという答弁は繰り返しさせていただいておったわけでございます。しかしながら、いわゆるT H E博物館

と申しましょうか、博物館の整備というのは、現状においてなかなか見通せない状況というのはまだ変わっていない状況だということです。そうした中で、議員から御指摘のように、著しい老朽化とか容量の限界という収蔵状況になっておりまして、いよいよ差し迫ってきた状況かなと認識しているわけでございます。

そこででありますけれども、T H E博物館ではなくて、出土品を適切に保管できる新たな収蔵施設を検討してはどうかと思っております。ただ、単なる収蔵施設を造ろうとするものではないと思います。何というんでしょうか、本物の出土品を収蔵したまま見せることで来場者を魅了したいと思っているわけです。仮称で言うならば、「吉野ヶ里遺跡魅せる収蔵庫（仮称）」のような――魅せるというのは、「魅力」の「魅」ですね。魅せる、来館者に。そういういわゆる本物の収蔵施設というようなものを考えてもよいのではないかと思います。関係者の賛同を得られれば、早急に実現に向けた検討を始めていと考えております。

◎島内農林水産部長 登壇 Ⅱ 私からは、乾田直まきをはじめとした稲作の省力化技術について二点お答えいたします。

まず一点目、乾田直まきの取組についてでございます。

国が令和五年に公表した「米生産費統計」によりますと（ 頁で訂正）、稲作における全労働時間のうち、育苗及び田植えに占める割合は二五％となっております。これを十五ヘクタール以上の大規模経営体に限って見た場合は、二九％に増加いたします。このことは、育苗や田植え作業は稲作において多くの労働時間を占めるばかりでなく、大規模化しても他の管理作業に比べて効率化しにくいことを表しています。

議員御指摘の乾田直まきは、水を入れていない田んぼに直接種のみをまき、苗立ち後に水を入れる栽培方法であり、育苗と田植えを省略することができするため、県としても今後、担い手が減少する稲作の省力化や作業時間の短縮を進める上で有効な技術であるというふうに考えております。

これまでこの技術は、代かきを行わないことで水田からの水漏れ、いわゆる漏水を生じ、肥料の効きが悪くなることや雑草の発生が多くなること、また、この技術で使用可能な薬剤が少なく、ウンカ類などの害虫の被害を受けやすいことなどが課題で、なかなか普及が進んできませんでした。

しかしながら、近年、水田からの水漏れ対策に対応が可能な機械や害虫に対する薬剤の開発など、乾田直まきに対応した技術が徐々に確立されてきたことから、県内でも大規模農家を中心に組み込まれる事例が増えてきております。

県では、この技術の普及拡大に向け、各地域の農業振興センターが大規模農家の協力を得て現地実証を行っております。

現地実証を行っている圃場において、地域の農業者や市町、JA職員を対象として研修会を開催し、この技術のポイントや留意点、導入効果などについて周知を図っているところでございます。

今後とも、担い手が減少する中で稲作の省力化や作業時間の短縮が図られ、大規模化に資する技術として乾田直まきの普及拡大にしっかりと取り組んでまいります。

次に二点目、稲作における省力化技術については、乾田直まきのほかにも、稲作において大幅な省力化が期待できる技術としてICTを活用

したスマート農業があります。稲作では、ドローンを活用した薬剤散布による病害虫防除のほか、トラクターや田植機などに後づけが可能な自動操舵システムが挙げられます。

まず、ドローンを活用した病害虫防除については、国の実証試験のデータを見ますと、ドローンを使用することにより、作業時間で平たん地の乗用管理機の比較で約三〇％、中山間地域での動力噴霧機との比較で約六〇％と大きな削減効果があります。

また、自動操舵システムは、ハンドルを自動制御し、あらかじめ設定された経路を自動走行するものであり、農業用機械の運転が不慣れな方や雇用者などでも熟練者に近い精度や速度で作業が可能となります。

これらの省力化技術に必要なとなる機械の導入については、国庫事業のほか、県独自でも支援を行っており、令和六年度末時点の県内の導入実績は、防除用のドローンについては二百十六台、自動操舵システムについては、乗用トラクターでは九十七台、田植え機では九十二台というふうに生産現場への導入が進みつつあります。

このように省力化技術の導入は進んできたものの、その効果を最大限に発揮するためにはまとまった農地で効率的に活用することが望ましいことから、県では農地の集積、集約化や、作付け品種の団地化などについても引き続き推進してまいります。今後とも、担い手が減少していく中でも持続的に稲作が営まれるよう、乾田直まきやスマート農業など、省力化技術の普及拡大により一層努めてまいります。

私からは以上でございます。

◎永松県土整備部長 登壇 Ⅱ私からは、二点答弁させていただきます。まず、一点目でございます。国道三十四号鳥栖―神埼間のバイパス化

についてお答えいたします。

県東部地域は高速道路からのアクセスのよさなど、交通の利便性が高く、流通業や製造業の立地が進むなど、ポテンシャルの高いエリアと認識しております。県は県道中原鳥栖線、県道神埼北茂安線などの事業を着実に進めているところでございます。

また、御質問ありました主要な幹線道路であります国道三十四号は、一日当たりの交通量は約二万台を超えておりまして、慢性的な渋滞や交通事故の危険箇所も多く存在をしております。このため、国において渋滞の緩和や事故リスクの解消に向けた対策が進められております。

国道三十四号の鳥栖から神埼間は、交通混雑の緩和や安全・安心な歩行空間の確保を目的とした交通安全対策に取り組みれておりまして、これまで八カ所で事業は完了、現在四カ所で交差点改良や歩道整備が進められております。

このうち、神埼・吉野ヶ里地域では、吉野ヶ里公園駅交差点及び神埼駅前交差点の二カ所で右折レーンの設置などの交差点改良に着手されておりまして、いずれの箇所においても、現在、調査設計や用地買収などが進められております。

鳥栖から神埼間の抜本的な整備については、沿線二市三町で構成される期成会において、バイパス整備に対する勉強会が開催されておりまして、県もオブザーバーとして参加をしております。その勉強会の中では、地域の現状や課題、整備による効果などの議論が深められているところでございます。

県としても、国道三十四号をはじめとした幹線道路の整備促進や必要な予算の確保、鳥栖―神埼間の早期事業化について、今年五月も財務省、

国土交通省に対して政策提案を行ってまいりました。また、九月八日には山口知事と垣下九州地方整備局長との懇談がありまして、予算の確保ですとか県内東部エリアの道路整備の効果などについても意見交換を行ったところでございます。また、地元期成会による国への要望活動も行われており、県も同行をいたしております。

今後も引き続き、国道三十四号の事業箇所の整備促進が図られ、また鳥栖―神埼間の事業化に向けた道筋ができるだけ早く示されるよう、国や地元期成会などと連携をして取り組んでまいります。

続きまして、東脊振インターチェンジと九州佐賀国際空港を結ぶ自動車専用道路の整備についてお答えいたします。

神埼・吉野ヶ里地域は、東脊振インターチェンジからのアクセスもよいことから企業からの関心も高く、新たな産業団地の整備も進められるなど、ポテンシャルが高いエリアと認識をしております。

また、九州佐賀国際空港は、県内のみならず、福岡県南西部地域から多くの方々にご利用されており、有明海沿岸道路の仮称川副インターチェンジも令和八年度開通予定と示されておりまして、さらなる空港の利用促進につながっていくものと期待をしております。

神埼・吉野ヶ里地域から九州佐賀国際空港を結ぶ道路としては、現状では国道三十四号や県道佐賀環状東線を経由するルートなどが想定をされます。県道佐賀環状東線は、昨年九月に四車線で全線供用をしたところでございます。また、国道三十四号では、神埼―佐賀間の四車線化や交差点改良などが進められております。

有明海沿岸道路の仮称川副インターチェンジへの南北からのアクセス道路といたしまして、市道川副中央幹線の整備を佐賀市において現在進

められているところでございます。これらの整備が進み、アクセス性が向上することで、神埼・吉野ヶ里地域と九州佐賀国際空港との連携強化にもつながるものと考えております。

議員御提案の東脊振インターチェンジから目達原駐屯地を経由し、九州佐賀国際空港を結ぶルートは、神埼・吉野ヶ里地域と九州佐賀国際空港との人や物の交流の促進、観光や産業の振興を図るものだと思います。さらには、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時においても、被災地への救援、支援機能の強化を期待される提案と考えております。

現在進めている道路整備の状況を踏まえつつ、新たな交通の課題や社会情勢、防衛、防災の観点などを見ながら、こういったことが考えられるのか、引き続き勉強をまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私には、県立高校における福祉学科の新設についてお尋ねがございました。

まず初めに、県内の現状について申し上げます。

県内の高校では、これは県立、私立合わせてでございますけれども、介護福祉士の受験資格を取得できる国の指定校が三校、また、卒業後に介護の研修修了者として介護業務に従事できる高校が六校ございます。現在、これらの学校の福祉系コースに一年から三年生まで合わせて四百名弱の生徒が在籍しております。内訳を言いますと、県立、私立でそれぞれ約二百名弱ずつとなっております。

次に、県立高校における学びの充実についてお答えをいたします。

県立高校の福祉系コースでは、入学段階で介護福祉士を目指して入学してくる生徒から、そこまで明確ではないものの、福祉に興味を抱いて

入学してくる生徒まで、幅広く生徒を受け入れております。例えば、神埼清明高校や嬉野高校では、介護福祉士国家資格の合格率がここ数年一〇〇％を連続して達成しており、また高校生介護技術コンテスト全国大会でも度々上位入賞を果たしております。そのほかのいずれの高校においても、各校で特徴的なカリキュラム、例えば、聴覚障害を持つ方とのコミュニケーションスキルを学ぶ手話、身体面、精神面の双方からのケアを考えるライフデザインといったカリキュラムを実施しております。県全体として多様な人材の養成に努めております。

議員から御指摘ありましたように、介護現場の担い手というのは、やはり外国の方や中途採用の方など、様々いらっしゃると思います。特別な支援が必要な利用者の方も多くいらっしゃいます。こうした多様化、複雑化する現場をまとめていくには、おっしゃいますように、様々な事態に対応できる高度な知識、技能を持った人材の養成が求められておりまして、県立高校の福祉系コースにおいても、基礎となる三年間の学びを大切にしていきたいと考えております。

高度な介護人材の養成につなげるために、各校の強みを生かした学びの実施に加え、関係機関、福祉系大学や県内の介護福祉施設などとの連携により、実践的な学びの充実、さらなるスキルアップのために、生徒に対して高等教育機関における専門的な学びへ向かう動機づけについても行いながら、県立高校における人材の養成にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

八谷議員から、県立高校に福祉学科を設置してはどうかということでお尋ねがございました。

学科の設置に当たっては、入学者数の見込みですとか、現状の高校の

福祉系コースの配置、それをどう変えていくのかというところにもつながってくると思います。県立では今、県内各地に五つの高校に福祉系コースと申し上げましたけれども、一学年当たりは約七十名となります。一つ一つの高校の生徒数で申し上げると、それぞれ約十名から二十数名ぐらいというふうになっています。

先ほど申し上げたように、入学当初から介護福祉士の資格を目指して入ってくる生徒、そこまで明確でないけれども、関心を持って入学してくる生徒など、県内各地にありますので、生徒の幅広いニーズ、関心に応えることができているのではないかなというふうに思っております。

議員がおっしゃいますように、介護人材の養成に当たって、さらに学びを専門的に実施することは大事なことでというふうに思いますので、そこは充実させていきたいと思っております。また、幅広く関心のある生徒に入ってきてもらう、そうした生徒が高校でまた人材として育ていくということもよいことなのではないかなというふうに思っております。

今、各地にあるということで、よい成果にもつながっている面もあるというふうに思っております。福祉学科につきましては、こうした観点も併せて考えていく必要があるというふうに思っております、なかなか申し上げにくいことですが、このように現時点では考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

◎八谷克幸君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

まず、吉野ヶ里遺跡の問題でございますけれども、T H E博物館にはないものとおっしゃいました。私も友達から、博物館と言ったら、今頃

箱物を造るもんかとやっぱり言われまして、私としては、いや、単なる博物館じゃないんだ、遺跡の、あれだけのものを展示するものなんだということを説明したわけですが、博物館というイメージではやはり箱物行政ということに取られかねないと思いますので、先ほどありましたような収蔵施設、「魅せる収蔵庫」、そういったものの検討をぜひ進めていただきたいと思います。

一点だけ知事にお願いがございますが、今の仮の収納スペース、吉野ヶ里の展示施設の中にあるもの、旧神埼保健所跡地、神埼清明高校の畜産棟の中にあるようなもの、これもぜひ見ていただいて、どういう状況にあるのかをお願いしたいと思いますので、そこは答弁をお願いいたします。

それから、農業の乾田直まきの問題でございます。

先ほどありました、大規模であっても、育苗、田植えについては、なかなか効果がないと――効果がないというか、効率化しにくいというところでございました。また、これから先の問題では、土地改良法の改正によつて大規模化がやっぱりできますので、そういったものと併せながら、機械化がどういうふうに導入できるのか。

ただ、問題は高齢化です。高齢化にしていって、機械化が導入できるかという問題はやっぱりありますので、とにかく再生産可能な米価の維持と、とにかく省力化・省力化については、農業者の減と併せて高齢化の問題がありますので、そこを何とかしていただきたいということをお尋ねいたします。

それから、これは国道三十四号鳥栖―神埼間と自動車専用道路の話をいたしました、いずれも関連することでありますが、過去の知

事答弁にもありましたが、今、道路については県西部に偏っております、私の目から見ると。（発言する者あり）偏っております。昨日の答弁の中でも西九州道、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、たくさんたくさん出てきて、東はどうなったていたかなというような感じでありますので、しっかりと東のほうにも目を向けていただきたいと思いますので、その点は……。

それと、専用道路については、何といってもやっぱり国土防衛と防災、両方の面から部長、もう一回答弁をぜひよろしくお願いいたします。

それから、教育長、今答弁いただきました。ただ、今現在の中で福祉のほうを九校の人が、そして、約四百名の方々がやっているということは、非常に条件的に今の生徒さん、若い人たちが福祉に、介護に興味を持っておると。その状態の中で福祉科を何としてでもつくっていただきたい。というのは、私が先ほど申し上げましたように、介護人材が非常に多様化してきております。特に外国人に頼らざるを得ない状況、私の施設でもまさにそうですけれども、そういった人たちをもう少し何とかいいますか、スキルアップできる、もう一段階上、同じ介護人材ということとじゃなくて、今、教育長もまさにおっしゃいました。やっぱり聴覚障害、いろんな障害者の方々にもっと対応できるように、例えば、介護士さんの中に手話ができるような方とか、そういったものがこれから先、目の前にやっぱり求められているんじゃないかと思えますので、そういった点に向けて、もう一度決意のほどをよろしくお願いいたします。

これで再質問を終わります。

◎山口知事 登壇Ⅱ八谷議員の再質問にお答えします。

ちようどこの前の日曜日に、先ほどお話のありましたスノーピークと

の連携施設の状況を山井会長と共にチェックしに行ったんです。非常にいい施設ができておりまして、そのときに、まさに今の収蔵している場所を通りかかって、厳しい状況だな、ばんばんにあふれている状況が道路からもよくかいま見られたので、今回改めてこういう答弁をさせていただいて、これから検討に着手するので、改めて現場を見に行きたいと思います。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ八谷議員の高齢化が進んでも再生産可能なシステムの構築というふうなことだったかと思えます。

まず、答弁の前に先ほどの答弁を修正させていただきます。

令和五年に公表されたと答弁いたしました、正確には令和七年度に公表された令和五年のデータではということになってございますので、申し訳ございませんでした。

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、再生産可能なシステムについてということで、キーワードを四つ挙げさせていただきますと、まずは担い手の確保、それから、議員も申された圃場の大区画化、そして三点目として乾田直まきなどを活用した省力化、それから農地の集約、集積、この四つが大きなキーワードだと思っております。こういったものを農業者の方、市町、JAの皆様方と共有しながら、しっかりと進めてまいりたいと思えます。

私からは以上でございます。

◎永松県土整備部長 登壇Ⅱ私には二点再質問がございました。

まず、一つ目の東部地域の道路の整備もお願いしたいということでございますが、県では、中原鳥栖線ですとか、佐賀川久保鳥栖線、それから、神埼北茂安線などの事業を、今、着実に進めているところでござい

ますし、国のほうでも国道三号の鳥栖拡幅ですとか、国道三十四号の整備もやっていたいております。

引き続き、国と市町と連携しまして、やはりポテンシャルの高い東部地域の道路整備についても、しっかり進めてまいりたいと思っております。

それから、二点目の自動車専用道路の防衛、防災の面からもう一度答弁をとということでございました。

九州佐賀国際空港につきましては、南海トラフの巨大地震などの大規模災害時においても、被災地への救援とか支援の拠点になるものというふうに思っております。現在進めております道路整備の状況を踏まえつつ、新たな交通の課題や社会情勢、防衛、防災の観点なども見ながら、こういったことが考えられるのか、しっかりと勉強していききたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ再質問にお答えをいたします。

八谷議員からは、今、介護を目指す高校生たちがこれだけ佐賀県ではいて、しかも成果も高いと、いい状況であるとおっしゃってくださいました。ありがとうございます。

私も佐賀県高校生介護技術コンテストに行きまして、本当にどちらの高校生たちもすばらしい対応力があって、これは県内を勝ち抜くのが大変だなと。ですので、全国大会に行ってもいい成績が出せるというように、本当に皆さん一生懸命学んでいらっしゃるで、その学びというのはしっかりと充実させていきたいというふうに思っております。

そうした生徒の学びたいというニーズ、生徒数ということも踏まえな

がら、県立高校の役割、そして、こういった高校の形がいいのかというのを考えてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

◎議長（宮原真一君） これで、本日の日程は終了いたしました。

あす十九日は一般質問及び議案の委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後四時四十分 散会

速 記 者 木 村 佐 知 子